

法人シート（概要説明書）								
法人名		独立行政法人福祉医療機構						
当省担当部局		社会・援護局 医政局 社会・援護局障害保健福祉部 年金局 労働基準局労災補償部		担当課・室名		福祉基盤課 総務課 企画課 総務課 労災管理課		
根拠法令		独立行政法人福祉医療機構 法第12条及び附則第5条 の2		沿革		昭和29年 <u>社会福祉事業振興会設立</u> 、 福祉貸付事業開始 35年 <u>医療金融公庫設立</u> 、医療貸付事業開始 36年 <u>退職手当共済事業開始</u> 45年 <u>心身障害者扶養保険事業開始</u> 60年 <u>社会福祉・医療事業団発足</u> 経営診断・指導事業開始 平成元年 <u>開業医承継支援事業開始</u> 長寿社会福祉基金事業開始 2年 <u>福祉・保健情報サービス事業開始</u> 13年 <u>年金担保貸付事業開始</u> 15年 <u>独立行政法人福祉医療機構発足</u> 16年 <u>労災年金担保貸付事業開始</u> 18年 <u>承継年金住宅融資等債権管理</u> 回収業務及び承継教育 資金貸付けあっせん業務を開始 20年 <u>開業医承継支援事業 廃止</u> 承継教育資金貸付けあっせん業務休止		
役職員	役員総数 (官庁OB/役員数)	2/7 (OB1, 出向1) <small>OB1 3月までに公募を予定</small>	常勤役員数	2/6 (OB1, 出向1) <small>OB1 3月までに公募を予定</small>	非常勤役員数	0/1	監事	0/2
	職員総数	283	うち常勤	260	うち非常勤	23	役員報酬総額	99,652
	現役出向者 (役員/職員)	1/9	官庁OB (常勤職員)	4	官庁OB (非常勤職員)	0	官庁OB役員 報酬総額	37,301 <small>※上記額は平成20年度に在籍した 3名分の合計額</small>
法人概要	目的 (何のために)	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。 また、厚生年金、労災年金等の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。 さらに、年金被保険者に対する年金住宅融資等にかかる債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと及び年金教育資金貸付について被保険者期間を確認のうえ融資のあっせんを行うこと。						
	対象 (誰/何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人、医療法人等福祉、医療に関する事業者の事業活動支援を通じて国民福祉の向上を図る。→福祉貸付事業、医療貸付事業、経営支援事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業（平成22年度より社会福祉振興事業助成費補助金として実施）、退職手当共済事業</li> <li>心身障害者や年金受給者・被保険者の生活安定を図る。→心身障害者扶養保険事業、年金担保・労災年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付あっせん業務</li> </ul>						
	事務・事業内容 (手段、手法など)	国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、我が国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人、医療法人等福祉、医療に関する事業者が行う施設の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付け及びこれに伴う経営の診断・指導、情報提供を行う。→福祉貸付事業、医療貸付事業、経営支援事業、福祉保健医療情報サービス事業</li> <li>NPO法人等地域において福祉活動を行う者に対する事業助成等を行う。→長寿・子育て・障害者基金事業</li> <li>社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、社会福祉施設職員に退職手当を支給する。→退職手当共済事業</li> <li>地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の再保険を行う。→心身障害者扶養保険事業</li> <li>厚生年金保険及び労働者災害補償保険の年金受給者に対し、年金受給権を担保として、小口の貸付けを行う。→年金担保・労災年金担保貸付事業</li> <li>年金住宅融資に係る貸付の管理及び回収を行う。→承継年金住宅融資等債権管理回収業務</li> <li>日本政策金融公庫等が実施する年金教育資金貸付について被保険者期間を確認の上融資をあっせんする。→承継教育資金貸付あっせん業務（休止中）</li> </ul>						

法人シート（概要説明書）																					
法人名	独立行政法人福祉医療機構																				
当省担当部局	社会・援護局 医政局 社会・援護局障害保健福祉部 年金局 労働基準局労災補償部	担当課・室名	福祉基盤課 総務課 企画課 総務課 労災管理課																		
コスト	平成22年度予算見込額		人件費																		
	事業費	197,587 百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員構成</th> <th colspan="2">概算人件費</th> <th colspan="2">従事役職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤職員</td> <td>2,916,450</td> <td>千円</td> <td>267</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>非常勤職員</td> <td>97,484</td> <td>千円</td> <td>23</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>				職員構成	概算人件費		従事役職員数		常勤職員	2,916,450	千円	267	人	非常勤職員	97,484	千円	23	人
	職員構成	概算人件費					従事役職員数														
	常勤職員	2,916,450					千円	267	人												
	非常勤職員	97,484					千円	23	人												
管理費	472 百万円																				
人件費	3,013 百万円																				
総計	201,074 百万円																				
国からの財政支出額の推移（百万円）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度																	
一般会計	43,295	40,582	39,940	38,385																	
特別会計	5,612	—	—	—																	
計	48,908	40,582	39,940	38,385																	
うち運営費交付金	10,055	4,281	4,137	4,120																	
うち施設整備費等補助金	—	—	—	—																	
うちその他の補助金等	38,852	36,301	35,802	34,264																	
国との契約	随意契約（件数/金額（百万円））	1/9	1/9	1/9	—																
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—	—																

法人シート（概要説明書）					
法人名	独立行政法人福祉医療機構				
当省担当部局	社会・援護局 医政局 社会・援護局障害保健福祉部 年金局 労働基準局労災補償部	担当課・室名	福祉基盤課 総務課 企画課 総務課 労災管理課		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
法人支出予算額の推移（百万円）	214,406	211,163	208,304	201,074	
法人支出の契約	随意契約（件数/金額（百万円））	50/2,438	22/2,484	4/25	—
	うち厚労省〇Bが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	1/1	1/2	—	—
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円））	4/29	3/401	—	—
	うち厚労省〇Bが在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円）	68,199	82,117	/		
発生要因	—				
見直し案	—				
行政サービス実施コストの推移（百万円）	10,229	15,823	/		
保有資産の内訳（百万円）	現・預金	135,661	114,005	—	—
	有価証券	841,569	592,098	—	—
	株式	—	—	—	—
	債券	841,569	592,098	—	—
	その他	—	—	—	—
	土地・建物	2,877	2,778	—	—
	金銭の信託	58,301	56,739	—	—
	貸付金	6,154,255	5,724,715	—	—
	破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	41,441	40,115	—	—
	その他	7,164	4,861	—	—
資本金	3,009,462		うち政府出資金	3,009,462	

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	内 容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>平成20年度には、独立行政法人創立5周年を機に経営理念を策定し、福祉と医療の民間活動を応援する理念を示したことにより、福祉医療機構の目指す方向性が明確にされるとともに、職員間の目標の統一・共有化が図られ組織力の向上に繋がっていくことを期待する。また、組織的横断的な取組として、リスク管理債権発生要因解析作業チームや「経営基盤刷新」、「民間活動支援強化」、「経営支援強化」及び「広報戦略」の4つのプロジェクトチームを立ち上げ、福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携強化が図られていることを評価する。</p> <p>また、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）においては、その運用の効率化及び有効性の向上を図り、QMS内部監査により業務の質の向上・効率化に関する改善点、事務リスクを抽出した上で、継続的に業務改善活動を推進していることが認められる。</p> <p>第2期中期目標期間の初年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる一方、個別にみるとさらに目標達成に向けて努力するべきものがあるため、今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努め、これまでの成果を踏まえつつ、時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。</p>

事務・事業シート（概要説明書）					
事業名	福祉貸付事業			事業No	
類型	政策金融型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）		
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□その他（）				
事務・事業概要	目的（何のために）	国の福祉施策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し、長期、固定、低利の資金を提供すること等により、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を図る。			
	対象（誰/何を対象に）	社会福祉法人等に対して社会福祉施設等の設置、整備又は経営に必要な資金の貸付を行う。			
	事務・事業内容（手段、手法など）	【貸付利率】 財政融資資金借入金利と同率～財政融資資金借入金利＋0.5% （老朽施設整備や補正予算等においては無利子又は財投－0.5%等がある） 【償還期間】 20年以内（据置2年以内）			
	事業の期限	期限の定めなし			
事業の沿革	[いつから実施] 昭和29年 [実施主体の変遷] 昭和29年 社会福祉事業振興会 昭和60年 社会福祉・医療事業団 平成15年 独立行政法人福祉医療機構  [途中で廃止していた期間の有無] なし				
事業の効果	直近10年間（平成10～19年度）の実績で見ると、福祉貸付事業を活用して整備した社会福祉施設は、32.8万人（老人福祉施設17.3万人、身体障害者更生援護施設0.9万人、知的障害者援護施設3.1万人等）で、また、直近3カ年（平成17～19年度）の実績で見ると、新規に開設をした特養の82%、保育所の79%、障害者施設の72%が福祉貸付を活用しており、福祉貸付を活用して福祉サービス基盤の整備が進められている。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	貸付契約額	億円	1,602	1,150	1,033
	資金交付額	億円	1,699	1,181	1,118
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度融資の基本方針を定め、政策優先度に即して効率的かつ効果的な政策融資を実施する。</li> <li>また、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。</li> <li>事業者の相談に適切に対応するとともに審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図る。</li> <li>貸付先の業況の把握、福祉経営支援事業等との連携強化による債権悪化の未然防止に取り組む。</li> </ul>				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	借入申込受理から貸付内定までの期間	日	50.7	31.6	34.6
	資金交付請求から資金交付までの期間	日	8.0	7.5	7.4
	リスク管理債権比率（福祉医療貸付合算ベース）	%	1.50	2.02	2.97
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度
	パンフレット	件	1	1	4
	手引き	件	3	3	3
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	最大規模年度：平成17年度 契約額：2,174億円 契約件数：875件				

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	福祉貸付事業				事業No	
類型	政策金融型					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	27,228 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役職員数
	人件費	728 百万円		常勤職員	724,917 千円	65.45 人
	総計	27,957 百万円		非常勤職員	3,672 千円	0.98 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	29,527	29,149	29,976			
内訳	支払利息	28,409	28,023	28,858		
	業務委託費	1	1	1		
	債券発行諸費	28	15	79		
	福祉医療貸付業務経費	353	409	287		
	人件費	733	699	749		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	3,514					
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—		
	再委託先（名称・件数）	—	—	—		
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		
【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】						
評価の主体	評価結果の内容					
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>当該事業については、国の政策と密接に連携し、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等が交付された施設整備に対し、優先的に貸付けを行っており、貸付審査の実績587件（経営資金を除く。）のうち、522件（88.9%）が、国及び地方公共団体から補助金等が交付された施設整備への融資となっている。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化により一時的に資金不足が生じている社会福祉施設に対し、経営資金の融資条件に優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた緊急融資を実施（実績：30件、291百万円）するとともに、昨今の建設費の高騰にも対応すべく、基準事業費の弾力的な取扱いを実施（実績：45件、2,170百万円増額）していることを評価する。</p> <p>さらに、協調融資制度については、平成20年度から対象範囲をこれまでの介護保険対象施設から福祉貸付事業全体に拡大し制度の充実を図るとともに、協調融資制度の積極的な周知活動や覚書締結金融機関の拡大を実施することにより、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう整備を進めており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。</p> <p>審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っていることを評価する。</p> <p>以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>平成20年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて13%縮減した予算（3,501億円）に対して、実績は1,576億円と大幅に減少している。この主な要因としては、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けての投資意欲の減退が考えられる。なお、福祉医療貸付事業は福祉医療機構の中核事業であり、今後の経済情勢や福祉・医療政策の動向等の影響により需要に変動があるものと考えられることから、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、福祉及び医療基盤の整備を政策金融の側面から支援していくことを強く期待する。</p> <p>平成20年度末におけるリスク管理債権比率については、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等から、中期計画の目標値の1.56%を上回る2.97%となったところである。他の金融機関と比較しても低い水準を維持しているものの目標達成できていないことから、当委員会としては、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。</p> <p>一方、福祉医療機構に求められている役割（使命）は、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を支援することであることから、引き続き、貸出条件緩和や経営指導等による積極的な支援についても期待する。また、昨今の福祉施設や医療施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、福祉医療機構からの借入金の返済分を地域の民間金融機関から経営資金として融資を受けている可能性もあることから、今後、地域金融機関との連携強化を図ることが望まれる。</p>					
事業評価の方法						
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価						

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	福祉貸付事業	事業No	
類型	政策金融型		
【現在抱えている課題】			
内 容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協調融資の更なる拡大</li> <li>・ 福祉貸付の更なる重点化</li> <li>・ 審査期間の更なる短縮</li> </ul>			
<b>事務・事業の必要性</b> （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<p>特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の社会福祉施設は、要介護高齢者・障害者・要保育児童等の社会サービスを必要とする国民が生活していくために必須の社会装置であり、このため、これらの施設について、社会的に必要とされる供給量を確保し、かつ、その永続的安定的運営が可能な基盤を整備しなければならない。</p> <p>これら装置型の社会福祉事業の特性としては、次の点が上げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業規模が他産業と比較しても小規模零細であること。</li> <li>・ 基本的に公定価格の公費のみに依存した経営であって、一般的に低収益構造であること。</li> <li>・ 特に入所型の施設は、経営が思わしくなくなったとしても、社会的に弱い居住者を擁しているために、そのために用いている土地や建物といった資産について、帳簿上の資産価値があったとしても、実際にはまず換価できないこと。</li> <li>・ これらの施設整備の費用が一億円程度から数十億円程度と、事業規模に比して比較的高額となること。同時に、その施設整備の頻度は20年～30年に一度と稀であること。</li> <li>・ これらの要因にもより、資金調達ノウハウの組織内蓄積は著しく難しく、対金融機関折衝能力は概ね低いこと。</li> </ul> <p>このような特性に鑑み、国が政策として、これら社会福祉事業の必要な供給量の確保と安定運営の基盤整備を図っていく必要があり、このため、この分野に特化した資金融通の枠組みを設けて、より収益が上がり得る他分野への資金融通を行わせないこととし、かつ、低収益であっても償還可能性さえあれば積極的に対応する融資態度を採るべく動機付けができる組織立てを行い、その上で、社会福祉事業の低収益構造・永続性の要請に対応した商品即ち長期・低利の資金を用意しているものである。</p>		
国の施策における位置付け	国の政策を融資面から支援し政策効果を最大化させるため、長期・固定・低利の施設整備資金を融通する政策融資機関		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	これまで財政融資資金金利という低利により借入を行っていた社会福祉法人等が、市中金融機関から資金調達することになり、その結果増加する借入の弁済負担が、施設利用者の負担増や介護報酬等の引き上げを誘引する可能性が高い。また、機動的な資金調達が困難になり、その結果、介護保険施設等のサービス基盤の整備促進に支障が生じる。	
	民間主体における実施状況	サービス利用者保護の観点から、民間金融機関の融資については財産処分（担保提供）に所轄庁の承認が必要であるが、福祉医療機構の融資と同時にされるものについては、こうした承認を必要としない取扱い（協調融資制度）とし、民間金融機関からの資金調達も可能となっている。	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民営化した場合、融資姿勢が政策目的以外の要因（経済情勢や株主の利益等）に左右されることとなるため、福祉分野における円滑な資金供給が確保できなくなり、国の福祉施策の達成が困難となる。</li> <li>・ 財産処分（担保提供）に所轄庁の承認がその都度必要となり、迅速な対応が困難。</li> <li>・ 民間金融機関で実施した場合、債権者が担保処分を行うことにより、特別養護老人ホーム入所者等のサービス利用者の保護が図れなくなる恐れがある。</li> <li>・ 民間金融機関は貸付原資が預金等であるため、低金利を長期固定で提供することは困難。</li> </ul>	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	融資事務と最長で20年にわたる債権管理の事務処理体制を各自治体で確保することとなり、福祉医療機構が一括で実施する場合より非効率であり、行政機関のスリム化の流れにも逆行する。	

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	福祉貸付事業		事業No	
類型	政策金融型			
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	日本政策金融公庫が中小企業向けに金融事業を行っているが、①社会福祉諸制度や社会福祉経営に関する専門的知識やノウハウがない、②退職手当共済事業等の総合的な支援体制がない、③個別事案ごとの自治体との緊密な連携体制がない、④介護・福祉サービス利用者保護を踏まえた破たん債権の特殊な管理体制がないなど、社会福祉法人等を総合的かつ一体的に支援できるノウハウや専門性がないため困難である。	
	一体的実施の可否	否		
	可	一体的に実施する法人		
内容・理由				
否	理由	日本政策金融公庫が中小企業向けに金融事業を行っているが、①社会福祉諸制度や社会福祉経営に関する専門的知識やノウハウがない、②退職手当共済事業等の総合的な支援体制がない、③個別事案ごとの自治体との緊密な連携体制がない、④介護・福祉サービス利用者保護を踏まえた破たん債権の特殊な管理体制がないなど、社会福祉法人等を総合的かつ一体的に支援できるノウハウや専門性がないため困難である。		
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
否	理由	本省で事務を行うのであれば現行体制と同等の事務量で可能と思われるが、地方厚生局等の新たな地方出先機関で行う場合は現行以上の事務量が発生することが見込まれるため非効率である。さらに、行政機関のスリム化の流れにも逆行している。		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)				
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] 日本政策金融公庫 中小企業事業 [実施主体] 日本政策金融公庫 [事業規模] 1兆3,814億円(平成20年度契約額) [実施状況] セーフティネット貸付 9,258億円 企業活力強化貸付 2,329億円 新企業育成貸付 1,295億円 企業再生貸付 411億円 環境・エネルギー対策貸付 327億円 など		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	福祉貸付事業においては、長年にわたる健全な福祉サービス基盤の確保に資するため、次のように自治体等と緊密に連携を図っている。 ①借入申込時に、当該整備事業が地域における福祉医療政策上真に必要なものであるかどうかについて自治体の意見書の提出を受けている。 ②新規に社会福祉法人を設立して施設整備を行う場合、法人経営や事業計画の妥当性等について自治体との間で情報交換等を行っている。 ③融資実行後も完済までの間は利用者への福祉サービスが継続できるよう、事業者・自治体・機構の3者間で連携を行っている。 ④社会福祉法人の施設整備については、平成17年度より協調融資制度を設けて従来民間金融機関からの融資を受けにくかったものについて、民間金融機関の参入を可能とした仕組みを構築している。		
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	福祉貸付事業	事業No	
類型	政策金融型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。（平成18・19年度）	行政改革推進本部	①	○貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて、次期中期目標等に明示した。 なお、貸付対象の重点化等については、政策優先度に即した融資を行うため、毎年度、厚生労働省と協議の上、「融資方針」を定め、これに基づき事業を実施することとしている。（平成20年度）  ○協調融資については、介護関連施設に限定していた対象範囲を平成20年度から福祉貸付全体に拡大した。（平成20年度）
○福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。（平成18・19年度）	行政改革推進本部	①	○第2期中期目標に福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する目標を明示した。（平成20年度）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]  該当なし			

名称	年度	作成部数(部)	配布先	配布部数(部)	備考
平成20年度 福祉貸付事業 融資のご案内(パンフレット)	H20	12,500	(総数)	12,478	
			関係機関等	1,432	
			地方自治体等	4,333	
			借入申込希望者等	1,273	
			セミナー配布	3,920	
			金融機関等	958	
			その他	562	
福祉貸付資金 借入申込みの手引き(一般整備用)	H20	700	借入申込希望者等	587	
貸付契約・資金交付・事業完了等の手続き	H20	1,100	融資内定者等	953	
代理貸付の手引き 平成21年度(医療貸付と合冊)	H20	2,000	受託金融機関等	1,897	
リーフレット:高齢者福祉施設	H20	10,000	(総数)	8,864	
			関係機関	1,467	
			自治体等	2,951	
			借入申込希望者等	2,562	
			セミナー配布	1,355	
			金融機関等	529	
リーフレット:児童福祉施設	H20	8,000	(総数)	6,680	
			関係機関	1,287	
			自治体等	3,097	
			借入申込希望者等	412	
			セミナー配布	1,355	
			金融機関等	529	
リーフレット:障害者福祉施設	H20	8,000	(総数)	6,688	
			関係機関	1,267	
			自治体等	2,905	
			借入申込希望者等	412	
			セミナー配布	1,575	
			金融機関等	529	
平成19年度 福祉貸付事業 融資のご案内(パンフレット)	H19	10,000	(総数)	9,897	
			関係機関等	1,425	
			地方自治体等	2,170	
			セミナー配布	1,510	
			金融機関等	1,148	
			その他	3,644	
福祉貸付資金 借入申込みの手引き(一般整備用)	H19	1,200	借入申込希望者等	1,191	
貸付契約・資金交付・事業完了等の手続き	H19	1,100	融資内定者等	997	
代理貸付の手引き 平成21年度(医療貸付と合冊)	H19	2,000	受託金融機関等	1,897	
平成18年度 福祉貸付事業 融資のご案内(パンフレット)	H18	8000	(総数)	7,948	
			関係機関等	1,285	
			地方自治体等	1,590	
			金融機関等	732	
			セミナー配布・借入申込希望者等	4,341	
福祉貸付資金 借入申込みの手引き(一般整備用)	H18	2800	借入申込希望者等	2,800	不足分はコピーで対応
貸付契約・資金交付・事業完了等の手続き	H18	1100	融資内定者等	1,100	不足分はコピーで対応
代理貸付の手引き 平成21年度(医療貸付と合冊)	H18	2000	受託金融機関等	1,897	



**事務・事業シート（概要説明書）**

事業名	医療貸付事業			事業No		
類型	政策金融型					
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	パンフレット	件	1	1	1	
	手引き	件	1	1	1	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	最大規模年度：平成11年度 契約額：3,188億円 契約件数：1,277件					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	34,352 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役職員数
	人件費	662 百万円		常勤職員	658,851 千円	58.59 人
	総計	35,014 百万円		非常勤職員	3,240 千円	0.88 人
	平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）	
内訳	これまでの予算額等（百万円）	41,155	38,700	39,121		
	支払利息	39,893	37,547	37,999		
	業務委託費	165	153	148		
	債券発行諸費	40	20	104		
	福祉医療貸付業務経費	344	361	240		
	人件費	710	617	627		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	4,064					
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
再委託	再委託金額（百万円）	-	-	-		
	再委託先（名称・件数）	-	-	-		
	随意契約（件数/金額（同））	-	-	-		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-	-		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	-	-	-		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-	-		

## 事務・事業シート（概要説明書）

事業名	医療貸付事業	事業No	
類型	政策金融型		

### 【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>当該事業については、国の政策と密接に連携し、医療施設の地域格差の是正と機能の向上を図るために、病床等不足地域における病院・診療所の整備（130件）、200床未満の中小規模病院の整備（35件）等への融資を行っている。</p> <p>また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の「安心実現のための緊急総合対策」の一環として、物価高騰など経営環境等の変化や金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置（最優遇金利の適用など）を講じた経営安定化資金制度を設け、緊急融資を実施（実績：151件、5,439百万円）するとともに、建築資材の高騰等により医療機関の建設費が当初予定を上回る事態に対応するため、標準建築単価の引上げ（1.3倍）を実施（実績：61件、3,294百万円）していることを評価する。</p> <p>審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値を上回る実績を上げ、利用者サービスの向上を図っていることを評価する。</p> <p>以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>平成20年度の福祉医療貸付事業の新規融資額については、平成17年度と比べて13%縮減した予算（3,501億円）に対して、実績は1,576億円と大幅に減少している。この主な要因としては、度重なる介護報酬・診療報酬の引下げや施設整備に対する補助制度の変更及び金融不安や景気後退の影響を受けての投資意欲の減退があると考えられる。なお、福祉医療貸付事業は福祉医療機構の中核事業であり、今後の経済情勢や福祉・医療政策の動向等の影響により需要に変動があるものと考えられることから、引き続き、資金需要を的確に把握し、ニーズにきめ細かく対応することにより、福祉及び医療基盤の整備を政策金融の側面から支援していくことを強く期待する。</p> <p>平成20年度末におけるリスク管理債権比率については、累次のマイナス報酬改定により医療、介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなり経営体力が低下する中、医師、看護師・介護職員の不足の影響を受けるとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等に伴う民間金融機関の貸出態度の悪化もあり、資金繰りに支障を来す貸出先が増加したこと等から、中期計画の目標値の1.56%を上回る2.97%となったところである。他の金融機関と比較しても低い水準を維持しているものの目標達成できていないことから、当委員会としては、目標値の達成に向けてさらに努力を求める。</p> <p>一方、福祉医療機構に求められている役割（使命）は、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を支援することであることから、引き続き、貸出条件緩和や経営指導等による積極的な支援についても期待する。</p> <p>また、昨今の福祉施設や医療施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、福祉医療機構からの借入金の返済分を地域の民間金融機関から経営資金として融資を受けている可能性もあることから、今後、地域金融機関との連携強化を図ることが望まれる。</p>
<b>事業評価の方法</b>	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

### 【現在抱えている課題】

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の財務面の特徴として、建物機器等の設備投資コストが高額である一方で、診療報酬という公定価格を中心とする収入と、医師等専門スタッフを多く抱えることによる人件比率の高さから極めて低い利益率での運営となるため、経営の厳しい医療機関については、再投資コストや金利負担を踏まえた上で借入金の償還負担が軽減されるよう、現状の25年償還より長い期間での融資についても検討が必要。</li> <li>・診療報酬のマイナス改定や金融環境の悪化等により、医療機関をとりまく経営環境が厳しさを増す昨今の状況を鑑み、医療機関に対する長期運転資金の拡充等の対応が必要。</li> <li>・資金借入に際して、原則として、保証人及び担保をとることとしているが、これがネックとなり融資に至らない事例も多いことから、債務保全を図りつつ、融資先の負担軽減となるような、物的・人的担保の在り方について検討及び改善が必要。</li> </ul>

## 事務・事業シート（概要説明書）

事業名	医療貸付事業	事業No							
類型	政策金融型								
<b>事務・事業の 必要性 (公共上の見地から確 実に実施されることが 必要な理由)</b>	<p>① 極めて低い収益性での経営を強いられ、診療報酬の改定等の影響を受けやすい医療関係施設の経営状況にあって、施設整備等の貸付金償還の安定化を図るため、長期、固定、低利での融資を行い、医療関係施設の負担を軽減し、施設整備等の事業計画を支援する  <b>【診療報酬改定状況(ネット)】</b>                      平成14年△2.7%→平成16年△1.0%→平成18年△3.16%→平成20年△0.82%→平成22年0.19%</p> <p>② 地域医療の確保のため、財政基盤が脆弱で信用力が乏しく、民間金融機関からの資金調達が困難又は、貸し渋りを受けた中小の医療関係施設の中で、医療機能が十分に発揮できない病院等、守るべきものに対して融資を行い、経営等の健全化を促す</p> <p>③ 医療関係施設においては、その特殊性(注1)から、一般の企業と比べて、民間金融機関から必要十分な資金を調達することが難しい面もみられるので、機構が率先して融資することにより、医療施設や介護施設への民間からの資金調達を誘発する</p> <p>④ 病院建物の耐用年数等を考慮すれば、今後、毎年約4万床の増改築整備、約5,000億円の需要が発生すると推定される</p> <p>⑤ 救急搬送受入れなど国民に直接係わる医療政策、経済対策等の国の政策目的の達成を補完すること等により、国民生活に必要な不可欠な医療や介護の基盤整備の促進を図るものである。</p> <p>注1) 医療関係施設の経営は、収入の太宗を国の皆保険制度の下での診療報酬制度に依存しており、収益性の低い経営を強いられ、また、国の財政状況と政策変動による影響を受けやすいという特殊性がある。</p>								
<b>国の施策における位置 付け</b>	国の社会保障制度の根幹である医療制度、医療政策の誘導及びその推進の補完を行う機関という位置づけの下、病院、診療所並びに介護老人保健施設の整備にかかる融資を実施するとともに、施設運営にかかる経営安定化等のための融資により、国民生活に必要な不可欠な医療や介護の基盤整備に寄与しているところである。								
<b>廃止</b>	<b>廃止の可否</b>	否							
	<b>廃止すると生じる 影響</b>	<p>全ての国民が身近な地域で安心して暮らすことができる社会を実現するためには、地域における医療福祉サービスの基盤整備が不可欠であり、そのために、医療政策と連携した融資を実施してきたところである。</p> <p>この機能を有する医療貸付事業が廃止となれば、地域の医療や介護の基盤整備が十分に図れず、国民が安心して暮らすことができなくなる。</p> <p>特に救急医療について、二次、三次救急に従事する民間病院が救急車搬送件数の56%を担っているものの、その病院の59.4%が経常利益でマイナスである現状に鑑み、このような病院への経営に対する融資の途絶は、病院が健全経営できなくなることとなり、ひいては地域医療が崩壊してしまうことに留意が必要である。</p> <p><b>【医療貸付事業が廃止された場合の国民への影響】</b>                      医療貸付事業の融資の対象となる医療関係施設(医療法人、公益法人、社会福祉法人、個人等)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>病院</td> <td>7,286施設(H20.10.1)</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>162,003施設(H20.10.1)</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>3,253施設(H19.10.1)</td> </tr> </table>		病院	7,286施設(H20.10.1)	診療所	162,003施設(H20.10.1)	介護老人保健施設	3,253施設(H19.10.1)
	病院	7,286施設(H20.10.1)							
診療所	162,003施設(H20.10.1)								
介護老人保健施設	3,253施設(H19.10.1)								
<b>民間主体における 実施状況</b>	民間金融機関においては、新BIS規制の導入により貸出先の格付けを進める中で、収益性が他産業と比べ極端に低いことや医療業界の全体の3分の1の病院が赤字決算であったこと、サブプライムローンに端を発し、リーマンショックによる金融危機及びその実体経済への波及による急激な経済の減速から内外株式市場が大幅に下落したこと等により、民間金融機関の貸し出し態度が非常に悪化している状況にある。								

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		<b>医療貸付事業</b>	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>		政策金融型		
<b>民営化</b>	<b>民営化の可否</b>	否		
	<b>事業性の有無とその理由</b>			
	<b>民営化を前提とした規制の可能性</b>			
	<b>民営化に向けた措置</b>			
<b>否</b>	<b>理由</b>	<p>① 国の医療政策、経済対策等に即時に対応し、厚生労働省や財務省と連携して、医療関係施設が必要とする新たな資金の企画立案・事業の創出を行ってきた。</p> <p>また、融資に当たっては、整備計画の規模・医療機能の妥当性や経営上の課題解決等に適切な助言を行うなど、福祉医療機構が長年にわたり融資審査で取得した医療関係施設の立地、規模、機能に応じた医療従事者数や経営に係る情報や当該地域に必要とされる医療の傾向等の知見を踏まえ、適正な病床数や人材確保並びに人員配置の工夫等、医療機能の向上を図るための手法等をもって、適切な助言、指導を伴う融資事業を行ってきた。</p> <p>② 民営化された場合は、営利目的が第一義的な融資目標となるため、緊急度、必要度が二の次になって医療政策の誘導も困難となる。</p>		
<b>地方公共団体への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否		
	<b>移管先</b>			
	<b>内容・理由</b>			
<b>否</b>	<b>理由</b>	<p>① 医療施設耐震化臨時特例交付金の執行状況にも地域差が生じているなど、地方公共団体毎に医療への投資等に対する取り組み姿勢には濃淡があり、また、地方公共団体毎の財政事情により融資条件等が異なることが懸念されるなど、全国統一的な支援が困難となり医療関係施設の整備に地域間格差が出る恐れがある。</p> <p>② 融資機能を都道府県等に分散させると、新規融資事務と最長で25年にわたる債権管理の事務処理体制を新たに各地方公共団体ごとに確保整備する必要があり、地域毎の案件数の多寡を考慮すると、福祉医療機構が一括で実施することが効果的である。</p>		

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	<b>医療貸付事業</b>	<b>事業No</b>		
<b>類型</b>	政策金融型			
<b>他法人への移管・一体的実施</b>	<b>移管の可否</b>	否		
	可	<b>移管先</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	否	<b>理由</b>	<p>① 資金の融資においては、融資先の将来の償還可能性を踏まえて行っているところであるが、医療関係施設の経営は公益性が高く、営利を追求する一般企業の経営とは異なり、国の法律や基準に影響を受けるところが大きいため、この法律や基準の適正な運用方法等の専門知識のない他法人では、このような状況を踏まえた将来の経営状況や償還可能性を予測することは困難である。</p> <p>② このため、医療関係施設の整備等に対する資金の融資は、融資先の実施する医療内容について、その時点での医療法や診療報酬上の施設基準、人員配置基準等を熟知し、財務内容の評価に加え医療経営の信頼性の確保という視点から、医療政策、診療報酬の動向に配慮した上で、経営主体の将来を評価する等の専門的な機能を有している福祉医療機構が単独で行うことが効果的である。</p> <p>③ この医療貸付事業の特殊性は、法人等の財務内容の評価を行うほか、地域における医療需給状況を踏まえつつ、これまでの医療機能の評価に加え、医療政策、診療報酬政策の動向に配慮した上で、事業計画の志向性、資金計画に対する適正性並びに妥当性についての評価を行っているところである。</p> <p>④ また、案件に応じて法人理事長など経営責任者と面談を行い、その理念及び経営方針、地域の医療状況に関する認識度を確認し、他の同規模施設の状況等との比較等による評価を行っており、このことが、融資先の業況の客観的把握、医療経営への認識度の高揚に繋がっている。</p> <p>⑤ このため、融資の審査体制については、医療法や診療報酬制度やその運用方法を熟知し、医療経営に精通した医師を担当理事に置き、この指導の下に、医療の信頼度を評価するため、法人の財務評価、施設整備の方向性、更に医療の安定性・継続性について、法人等の経営ビジョン、経営戦略や行動計画の適切性、将来に向けた戦略的な人材育成の適切な実施等の観点から審査を行うことが可能な体制を確立している。</p>	
	<b>一体的実施の可否</b>			
	可	<b>一体的に実施する法人</b>		
		<b>内容・理由</b>		
	否	<b>理由</b>	<p>① 資金の融資においては、融資先の将来の償還可能性を踏まえて行っているところであるが、医療関係施設の経営は公益性が高く、営利を追求する一般企業の経営とは異なり、国の法律や基準に影響を受けるところが大きいため、この法律や基準の適正な運用方法等の専門知識のない他法人では、このような状況を踏まえた将来の経営状況や償還可能性を予測することは困難である。</p> <p>② このため、医療関係施設の整備等に対する資金の融資は、融資先の実施する医療内容について、その時点での医療法や診療報酬上の施設基準、人員配置基準等を熟知し、財務内容の評価に加え医療経営の信頼性の確保という視点から、医療政策、診療報酬の動向に配慮した上で、経営主体の将来を評価する等の専門的な機能を有している福祉医療機構が単独で行うことが効果的である。</p> <p>③ この医療貸付事業の特殊性は、法人等の財務内容の評価を行うほか、地域における医療需給状況を踏まえつつ、これまでの医療機能の評価に加え、医療政策、診療報酬政策の動向に配慮した上で、事業計画の志向性、資金計画に対する適正性並びに妥当性についての評価を行っているところである。</p> <p>④ また、案件に応じて法人理事長など経営責任者と面談を行い、その理念及び経営方針、地域の医療状況に関する認識度を確認し、他の同規模施設の状況等との比較等による評価を行っており、このことが、融資先の業況の客観的把握、医療経営への認識度の高揚に繋がっている。</p> <p>⑤ このため、融資の審査体制については、医療法や診療報酬制度やその運用方法を熟知し、医療経営に精通した医師を担当理事に置き、この指導の下に、医療の信頼度を評価するため、法人の財務評価、施設整備の方向性、更に医療の安定性・継続性について、法人等の経営ビジョン、経営戦略や行動計画の適切性、将来に向けた戦略的な人材育成の適切な実施等の観点から審査を行うことが可能な体制を確立している。</p>	
	<b>国の行政機関への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否	
		可	<b>移管先</b>	
<b>内容・理由</b>				
		<b>徹底した効率化の内容</b>		
否		<b>理由</b>	<p>① 国は、補助金の交付を手段として医療政策を推進してきたところであり、これに対して福祉医療機構は、融資を通じて、国の政策誘導を補完してきた。</p> <p>② 医療貸付事業を国に移管することについては、融資に対する償還が長期間(20年～25年)におよぶため、その債権管理事務等が不可欠であり、特別な知識を要する人材の確保並びに組織の構築が別途必要となるため、行政のスリム化に逆行することとなる。</p>	

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	<b>医療貸付事業</b>	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>	政策金融型		
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)			
<b>参 考</b>	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	[事業名称] 日本政策金融公庫 国民生活事業、中小企業事業 [実施主体] 日本政策金融公庫 [事業規模] (国民) 2兆3,727億円(平成20年度契約額) (中小) 1兆3,814億円(平成20年度契約額) [実施状況] (国民) 特別貸付 1兆4,829億円 (中小) セーフティネット貸付 9,258億円 普通貸付 4,532億円 企業活力強化貸付 2,329億円 経営改善貸付 1,851億円 新企業育成貸付 1,295億円 教育貸付 1,590億円 企業再生貸付 411億円 生活衛生貸付 641億円 など 環境・エネルギー対策貸付 327億円 など	
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>	自治体：借入申込時に、医療関係施設の整備事業が地域に真に必要なかどうかについて自治体の意見を聴く。 民間金融機関：民業補完の観点から、民間金融機関と協調（役割分担）して医療施設の施設整備を実施している。	
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>		

### 【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。（平成18・19年度）	行政改革推進本部	①	○第2期中期目標に福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減する目標を明示した。（平成20年度）
○医療貸付に対する融資については重点化を図る。（平成18年度） ・500床以上、500床未満の病院 ・病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止 ・病院の長期運転資金を、災害復旧、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化への対応など緊急的なものに限定 ○医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。（平成19年度）	行政改革推進本部	①	○病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止した。（平成20年度） ○政策優先度の高い地域医療等の融資の重点化等を盛り込んだ「医療貸付に係る病院融資の基本方針」を策定（平成20年度）し、平成21年度から施行しており、これに基づく実施状況及び今後の医療政策動向等を見極めつつ、さらなる重点化の検討を進める。（平成21年度）

### 【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]  該当なし			

名称	年度	作成部数(部)	配布先	配布部数(部)	備考
平成20年度 医療貸付事業 融資のご案内(パンフレット)	H20	35,000	(総数)	30,650	
			都道府県等	4,610	
			医師会等関係団体	10,410	
			全国の民間病院	7,000	
			受託金融機関	3,630	
			セミナー等	5,000	
代理貸付の手引き 平成20年 度(福祉貸付と合冊)	H20	2,000	受託金融機関等	1,656	
平成19年度 医療貸付事業 融資のご案内(パンフレット)	H19	30,000	(総数)	25,650	
			都道府県等	4,610	
			医師会等関係団体	10,410	
			全国の民間病院	7,000	
			受託金融機関	3,630	
代理貸付の手引き 平成20年 度(福祉貸付と合冊)	H19	2,500	受託金融機関等	1,641	
平成19年度 医療貸付事業 融資のご案内(パンフレット)	H18	30,000	(総数)	21,835	
			都道府県等	7,750	
			医師会等関係団体	10,395	
			受託金融機関	3,690	
代理貸付の手引き 平成19年 度(福祉貸付と合冊)	H18	2,600	受託金融機関等	1,873	

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	経営支援事業				事業No	
類型	政策金融型					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標(H20.2.29)			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託等（委託先等：）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）					
	□その他（）					
事務・事業概要	目的（何のために）	社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し、経営に関わる情報や有益な知識を提供するとともに、経営診断・指導を通じて、福祉・医療サービスが安定的・効率的に提供できるよう施設経営を支援するものである。				
	対象（誰/何を対象に）	社会福祉施設、医療施設の経営者等（新規の施設開設予定者を含む）				
	事務・事業内容（手段、手法など）	①貸付事業を通じて蓄積した豊富な経営データ(6,305施設)を活用し、財務分析を行い、特別養護老人ホーム・病院等の施設経営者に対し、経営診断・改善についての助言等を実施。 ②社会福祉施設を新設する者や医療施設の経営者等を対象に、国の政策動向や経営上のノウハウなどに関する情報提供を行うセミナーの開催、機構が保有する経営データに基づく経営指標の作成、公表等を通じた集団経営指導を実施。				
	事業の期限	期限の定めなし				
事業の沿革	[いつから実施] 昭和60年 [実施主体の変遷] 昭和60年 社会福祉・医療事業団 平成15年 独立行政法人福祉医療機構 [途中で廃止していた期間の有無] なし（但し、開業医承継支援事業については平成19年度末をもって廃止した。）					
事業の効果	社会福祉法人や医療法人等に対して、行政の動向や財政の分析方法等に関する情報を提供するとともに、当該法人の経営上の課題等を明らかにすることにより、経営の安定化を図り、引いては、地域における安定的なサービスの供給に資するものである。 【独法移行後から平成20年までの実績】 経営診断：延べ 2,215件 経営セミナー：延べ 87回 14,757人					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	経営診断件数	件	280	541	1,142	
	集団経営指導事業（セミナー）受講者数	人	2,706	2,608	2,952	
成果目標	社会福祉施設及び医療施設の安定的な経営を効果的・効率的に支援するため、中期目標期間において、個別経営診断では診断数を1,400件を集団経営指導ではセミナー受講者数を12,600人をそれぞれ成果目標として設定し、業務を推進している。また、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当額を上回る収入を確保することとしている。					
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	経営診断件数	件	280	541	1,142	
	集団経営指導事業（セミナー）受講者数	人	2,706	2,608	2,952	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	事業案内チラシ	件	3	3	3	
	経営分析参考指標集	件	4	4	4	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	年 度：平成20年度 件数金額：経営セミナー 17回開催 受講者2,952人（収入28百万円、支出26百万円） 個別経営診断 1,142件（収入10百万円、支出5百万円）					

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>		経営支援事業			<b>事業No</b>		
<b>類型</b>		政策金融型					
<b>コスト</b>		平成22年度予算見込額		人件費			
	<b>事業費</b>	79	百万円	}	<b>職員構成</b>	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役員数
	<b>人件費</b>	278	百万円		常勤職員	277,808 千円	24.59 人
	<b>総計</b>	358	百万円		非常勤職員	1,167 千円	0.37 人
		平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）	
<b>内訳</b>	これまでの予算額等（百万円）	269		446		366	
	<b>経営指導業務経費</b>	108		214		83	
	<b>人件費</b>	161		232		282	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	356						
		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
<b>再委託</b>	<b>再委託金額（百万円）</b>	-		-		-	
	<b>再委託先（名称・件数）</b>	-		-		-	
	<b>随意契約（件数/金額（同））</b>	-		-		-	
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-		-		-	
	<b>95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））</b>	-		-		-	
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-		-		-	

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

<b>評価の主体</b>	<b>評価結果の内容</b>
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>平成20年4月から福祉医療経営指導業務の充実強化を図るため経営支援室を創設するなど、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業を推進するための取組みが進められていることが認められる。</p> <p>集団経営指導（セミナー）については、積極的なPR活動の実施やカリキュラムの改編等を実施し、セミナーの延べ受講者数等の中期計画の目標値を上回る実績をあげ、施設の健全経営に必要な情報を広く施設経営者に提供している。また、個別経営診断については、東京都からの受託業務もあり、年度計画の目標値280件を上回る1,142件を診断し、施設の健全経営を支援していることを評価する。</p> <p>さらに、集団経営指導及び個別経営診断の各業務における収支相償については、実費相当額を上回る自己収入を確保していることを評価する。</p> <p>以上のように、民間の社会福祉・医療施設経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施し、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>今後は、更なる職員の専門性の向上を図り、経営改善支援事業による施設の安定経営の支援を期待する。</p>
<b>事業評価の方法</b>	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

**【現在抱えている課題】**

<b>内容</b>
<p>現下の厳しい経済対策の下で、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援の重点化や、より効果的なアドバイス等を行えるようにするための方策を検討する。</p>

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	経営支援事業		事業No
類型	政策金融型		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	社会福祉施設及び医療施設の経営は、報酬等が公定価格であること、非営利性が求められること、行政による規制関与が強いことなどの特色がある。このため長期、固定、低利の政策融資が必要であるが、これが効率的に行われるためには、貸付事業と一体的に行われるこれらの経営の特色を踏まえた経営の支援が不可欠である。また、国民にとっては安定した水準の高い福祉医療のサービスを受けられることとなる。		
国の施策における位置付け	国の政策を受けて行う政策融資と一体的に支援を行うことで、融資効果を上げるものであり、社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し、公的な立場から、経営に関わる正確な情報や、有益な知識を提供し、あるいは、経営状況を的確に診断することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の運営を支援するものである。		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	個別経営診断や経営セミナーを通じ、幅広く経営に関する情報等を提供することで、事業者の自律的な経営を支援するものであり、このような機会が失われれば、経営情報・助言の不足により、経営悪化やサービスの低下を招くなど、施設利用者への影響が懸念される。	
	民間主体における実施状況	民間企業では、融資業務と連携を図りながら、広範な福祉・医療施設に関する全国を網羅した経営データを分析し、情報提供しているものはない。	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	一般的に行われる経営コンサルタント業は収益性の向上にのみ着目した財務診断が中心となりがちであるが、福祉医療機構は福祉医療に関する政策実施機関であることから、これら財務診断の分析に加え、政策等の方向性、利用者の利用率、要介護度等、施設又は病院特有の要因分析を加味した経営支援を実施している。 また、必要な経営データを独自に収集するため、法人の財務諸表の提示にかかる協力を得ること、収集に要する経費を必要とすることなど、採算性の確保を前提とする民間で行うことは困難である。	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	経営支援事業は政策融資と一体的に行うことで政策融資の効果を高めるものであり、また福祉医療貸付を通じて蓄積した豊富な経営データ（20年度実績6,305施設）を分析することで初めて財務分析等が可能となるものであって、福祉医療貸付事業と表裏一体のものであり、移管は困難である。 また、地方公共団体が決算データを分析し、活用している例は承知していない。

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名		経営支援事業	事業No	
類型		政策金融型		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<p>社会福祉施設及び医療施設で提供されるサービスは高い公益性が求められ、その経営は、報酬等が公定価格であること、非営利性が求められること、行政による規制関与が強いことなどの特色があり、これらの視点を踏まえた診断が必要である。</p> <p>経営支援事業は政策融資と一体的に行うことで政策融資の効果を高めるものであるが、経営支援事業は福祉医療貸付を通じて蓄積した豊富な経営データ（20年度実績6,305施設）を分析することで初めて財務分析やサービス水準の分析等が可能となるもので、福祉医療貸付事業と表裏一体のものであり、移管は困難である。</p>	
	可	一体的実施の可否	否	
		一体的に実施する法人		
否	理由	<p>社会福祉施設及び医療施設で提供されるサービスは高い公益性が求められ、その経営は、報酬等が公定価格であること、非営利性が求められること、行政による規制関与が強いなどの特色があり、これらの視点を踏まえた診断が必要である。</p> <p>経営支援事業は政策融資と一体的に行うことで政策融資の効果を高めるものであるが、福祉医療貸付を通じて蓄積した豊富な経営データ（20年度実績6,305施設）を分析することで初めて財務分析等が可能となるもので、福祉医療貸付事業と表裏一体のものであり、他の融資との一体的実施は困難である。</p>		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<p>経営支援事業は政策融資と一体的に行うことで政策融資の効果を高めるものであり、また福祉医療貸付を通じて蓄積した豊富な経営データを分析することで初めて財務分析等が可能となるものであって、福祉医療貸付事業と表裏一体のものであり、移管は困難である。</p>	
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		郵送サービスの精査を行い、大量郵便のコスト削減を図っている。		
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	<p>[事業名称] 「わかりやすい企業診断」（財務診断サービス：中小企業）</p> <p>[実施主体] 日本政策金融公庫</p> <p>[事業規模(百万円)]</p> <p>[実施状況] 22, 612件（平成20年度）～「中小企業事業のご案内」より</p>		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	経営支援事業	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>	政策金融型		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○開業医承継支援事業については、都市部で地価下落が進むなど若手医師の新規開業が容易になってきた現状を踏まえ、平成20年3月末をもって廃止する。（平成18年度）	行政改革推進本部	①	○開業医承継支援事業について、平成20年3月末をもって廃止した。（平成19年度）
○経営が悪化した施設に対する経営改善支援事業への重点化を図る。（平成18・19年度）	行政改革推進本部	②	○第2期中期計画において、経営悪化あるいは悪化が懸念される施設の問題点の解決に重点を置いた経営診断及びその支援に取り組んでいる。また、経営改善支援事業の一層の質の向上を図るため、過去に実施した経営診断先にフォローアップ調査を行うなど、診断結果の反映状況等の検討を行っているところである。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]  該当なし			

名称	年度	作成部数(部)	配布先	配布部数(部)	備考	
福祉・医療経営セミナーのご案内	H20	18,000	(配布総数)	14,316	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	11,364		
			経営セミナー受講者	2,952		
簡易経営診断のご案内	H20	18,000	(配布総数)	14,316	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	11,364		
			経営セミナー受講者	2,952		
経営分析診断のご案内	H20	18,000	(配布総数)	14,316	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	11,364		
			経営セミナー受講者	2,952		
特別養護老人ホームの経営分析参考指標<19年度決算分>	H20	1,600	(配布総数)			
ケアハウスの経営分析参考指標<19年度決算分>	H20	800	個別経営診断先	259		
病医院の経営分析参考指標<19年度決算分>	H20	2,000		経営セミナー受講者	2,952	
介護老人保健施設の経営分析参考指標<19年度>	H20	1,200		個別配布先	292	
				内部役職員配布用	1,200	
				行政説明会配布用	300	
			後年度配布用等	597		
福祉・医療経営セミナーのご案内	H19	18,000	(配布総数)	11,782	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	9,174		
			経営セミナー受講者	2,608		
簡易経営診断のご案内	H19	18,000	(配布総数)	11,782	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	9,174		
			経営セミナー受講者	2,608		
経営分析診断のご案内	H19	18,000	(配布総数)	11,782	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	9,174		
			経営セミナー受講者	2,608		
特別養護老人ホームの経営分析参考指標<18年度決算分>	H19	1,700	(配布総数)			
ケアハウスの経営分析参考指標<18年度決算分>	H19	800	個別経営診断先	541		
病医院の経営分析参考指標<18年度決算分>	H19	2,000		経営セミナー受講者	2,608	
介護老人保健施設の経営分析参考指標<18年度>	H19	1,000		個別配布先	285	
				内部役職員配布用	1,200	
				行政説明会配布用	300	
			後年度配布用等	566		
福祉・医療経営セミナーのご案内	H18	14500	(配布総数)	11,537	ご案内、簡易診断の案内、分析診断の案内を1セットとして配布	
			福祉医療貸付事業報告依頼先	8,831		
			経営セミナー受講者	2,706		

簡易経営診断のご案内	H18	14,500	(配布総数)	11,537	ご案内、簡易診断のご案内、分析診断のご案内を1セットとして配布
			福祉医療貸付事業報告依頼先	8,831	
			経営セミナー受講者	2,706	
経営分析診断のご案内	H18	14,500	(配布総数)	11,537	ご案内、簡易診断のご案内、分析診断のご案内を1セットとして配布
			福祉医療貸付事業報告依頼先	8,831	
			経営セミナー受講者	2,706	
特別養護老人ホームの経営分析参考指標<17年度決算分>	H18	1,900	(配布総数)		
ケアハウスの経営分析参考指標<17年度決算分>	H18	950	個別経営診断先	280	
病医院の経営分析参考指標<17年度決算分>	H18	1,800	経営セミナー受講者	2,706	
介護老人保健施設の経営分析参考指標<17年度>	H18	800	個別配布先	219	
			内部役職員配布用	1,200	
			行政説明会配布用	300	
			後年度配布用等	745	

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	福祉保健医療情報サービス事業				事業No	
類型	特定事業執行型					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法 第12条第1項第11号	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託等（委託先等：_____）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：_____ 実施主体：_____）					
	□その他（_____）					
事務・事業概要	目的 （何のために）	福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対し、全国規模での共通の基盤を提供することにより、情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する情報提供の拡充を図る。				
	対象 （誰/何を対象に）	インターネットを通じて、国民及び福祉保健医療に関わる事業者等（約65万件）に、事業者情報、行政情報を広く提供している。				
	事務・事業内容 （手段、手法など）	（情報提供・機能等） ○事業者情報：全国の介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、病院・診療所など ○評価情報：福祉サービス、認知症グループホームの第三者評価情報 ○行政資料情報：厚生労働省の会議資料、各種通知 ○ネットワーク基盤の国への提供：看護師等養成所から国への事業報告				
	事業の期限	期限の定めなし				
事業の沿革	[いつから実施] 平成2年 [実施主体の変遷] 平成2年 社会福祉・医療事業団 （都道府県の「高齢者総合相談センター（シルバー110番）の相談体制の支援を目的にシステム（WHISNET）を開発し、情報提供を開始） 平成15年 独立行政法人福祉医療機構 [途中で廃止していた期間の有無] なし					
事業の効果	最新の全国の介護保険事業者（32万件）、障害福祉サービス事業者（6万件）、病院・診療所情報（18万件）など事業者情報、評価情報及び行政資料情報等をインターネットを通じて提供することにより、サービス利用者による事業者選択の支援、福祉・医療関係者に対する情報の迅速な提供等に寄与している。					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	年間アクセス数	千件	15,784	13,430	13,536	
	年間ヒット数	千件	150,463	157,457	208,313	
	登録機関数（累計）	件	63,479	66,902	69,754	
成果目標	利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中に年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上確保するとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度90%以上を目指す。 また、広告収入等の自己収入を年間1,500万円以上確保するよう努める。					
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	年間アクセス数	千件	15,784	13,430	13,536	
	年間ヒット数	千件	150,463	157,457	208,313	
	登録機関数	件	63,479	66,902	69,754	
	顧客満足度	%	90	90.7	90.4	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	パンフレット	件	1	1	1	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成10年度補正予算（2,536,281千円） WAMNETシステム構築 （成果物：機器やネットワーク等の基盤整備並びにシステム構築【主なコンテンツ：介護保険指定事業者提供システム、要介護度別認定者数情報提供システムなど】）					

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	福祉保健医療情報サービス事業				事業No	
類型	特定事業執行型					
コスト	平成22年度予算見込額			人件費		
	事業費	595 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役員数
	人件費	107 百万円		常勤職員	107,327 千円	9.50 人
	総計	702 百万円		非常勤職員	416 千円	0.14 人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）		
内訳	これまでの予算額等（百万円）	988	831	1,006		
	福祉保健医療情報サービス業務経費	909	752	897		
	人件費	79	78	109		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		697				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）	6	6	6		
	再委託先（名称・件数）	日本アイ・ビー・エム（株）・1件	日本アイ・ビー・エム（株）・1件	日本アイ・ビー・エム（株）・1件		
	随意契約（件数/金額（同））	1/6	1/6	1/6		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	—	—	—		
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>当該事業においては、介護関係、医療関係、障害関係の情報を都道府県や国と連携を図り最新の情報を迅速に提供し、更には福祉医療政策の動向を踏まえ、療養病床転換や介護報酬改定に関する情報を収集・集約して、分かりやすく提供するなど利用者の利便性の向上が図られており、満足度指数は90.4%と中期計画の目標である90%以上を確保している。また、利用機関登録数は、福祉医療貸付事業の貸付先が提出する「事業報告書等」について、WAMNET基盤を活用した電子届出を活用できることとしたため、約1,500法人が利用機関登録を行うなど、年度計画の目標である68,000件を上回る69,754件を確保している。なお、ヒット件数（掲載情報への直接閲覧数）は、前年度（15,686万件）を約5,000万件上回る20,831万件と約1.3倍に増加し、利用者ニーズに十分対応していると評価できるが、アクセス件数は、年度計画の目標である1,400万件を若干下回る1,354万件であった。</p> <p>業務・システム最適化計画に基づいたWAMNET事業のシステム刷新に向けては、次期システムの設計・開発業務についての経費の節減及び公平・透明性の確保のため、平成20年11月に一般競争入札（総合評価落札方式）を実施し、コストの削減、質の高い業務を実現可能な技術力のある業者の選定を行っている。</p> <p>以上のように、一般競争入札によりコスト削減を図っていることについては評価できるが、依然として費用面での課題がある。</p> <p>WAMNETは、医療福祉関係者、一般市民、学生など多くの利用者が活用しており、国民からの関心・期待も非常に高い事業である。今後は、より一層の費用削減の検討を行うとともに、本来業務に支障の生じない範囲において自己収入の確保に努めることを期待する。また、提供する情報の質の向上についても検討を進め、民間ではできない福祉医療機構ならではのコンテンツ及び機能の充実を図ることを期待する。</p>
事業評価の方法	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

【現在抱えている課題】

内容
サービス利用者が福祉・医療関係者に対する迅速な情報提供を、より費用対効果への高い形で実施し、更なるコスト削減に繋げていくための方策を検討。

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	福祉保健医療情報サービス事業	事業No	
類型	特定事業執行型		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<p>国の福祉政策、医療政策を円滑に実施するためには、サービス利用者や福祉医療関係者に対し、迅速かつ適切に福祉、介護、保健及び医療に関する最新情報を提供する必要がある。</p> <p>ID等により情報の安全に配慮したイントラネットにおいて介護事業者情報、障害福祉サービス事業者情報、医療機関情報等(65万件)を管理するとともに、事業者から国への事業報告にも活用されており、地域における福祉医療基盤の充実に役立っている。</p> <p>全国規模で総合的かつ一体的に実施していくことで高い信頼が得られるものである。</p>		
国の施策における位置付け	福祉医療分野の情報化の総合的推進		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	<p>○福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET）は、開始より10年余が経過し、介護事業者情報や障害福祉サービス事業者情報等を中心に福祉、介護、保健、医療に関する最新情報をワンストップにより提供する総合情報サイトとして、福祉医療関係者等を中心に年間2億強のヒット件数（情報閲覧数）を記録するなど、これまで多くの方に利用されている。</p> <p>○利用者のおおむねは、サービス利用者に対して施設や事業所を紹介するための事業所検索や、請求業務において事業者番号を確認する等のほか、国の政策状況を確認するために厚生行政の会議資料を入手し、法人内で情報共有するなどWAMNETが活用されている。</p> <p>○行政資料については、審議会等の会議が開催された翌日には会議資料を掲載するなど、迅速な対応を図っている。</p> <p>○また、民間団体の調査によると、ケアマネジャーの約8割がWAMNETを情報収集の手段として活用している結果が出ている。</p> <p>○WAMNETに匹敵する情報量、信頼性及び迅速性を有する福祉、介護、保健、医療に関する総合的な情報サイトがなくなることは、サービス利用者をはじめ福祉医療現場に与える影響は大きい。</p>	
	民間主体における実施状況	○福祉や医療に関する情報をインターネットを通じて提供している民間企業等はあるものの、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報など施設・事業者情報及び行政資料等を総合的に全国規模で提供しているもの（法人）は存在しない。	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	<p>○福祉政策、医療政策を円滑に実施するためには、利用者や公共性の高いサービスを提供している福祉医療関係者が必要とする介護事業者情報等が容易に得られることが重要であり、これらの情報は、情報を必要とする福祉医療関係者さらに国民に広く公開されるべき情報であるため利用料等を徴収するなど利用者等に負担を掛けることは適当でないものとする。</p> <p>○従って収益事業として当事業を実施していくことは本来の目的より逸脱することであり、当事業を民営化により実施するには適さないと考える。</p>	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	○全国規模で提供されていた情報が地方公共団体へ移管されると、それぞれの県ごとに検索が必要となり利便性が低下するとともに、分割することで高コストとなる。

事務・事業シート（概要説明書）												
事業名	福祉保健医療情報サービス事業	事業No										
類型	特定事業執行型											
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否										
	可	移管先										
		内容・理由										
	否	理由	<p>○福祉や医療に関する情報をインターネットを通じて提供している公益法人等はあるものの、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害福祉サービス事業者情報など施設・事業者情報及び行政資料等を総合的に全国規模で提供しているもの（法人）はない。 また、移管することとなると移管に伴う新たなコストが発生し非効率である。</p> <p>（参考：想定移管コスト） ○システムを再構築する場合の費用として以下の金額が必要（運用・保守費は別）</p> <p>【5年稼働分】</p> <table border="0"> <tr> <td>・設計・開発</td> <td>: 469百万円</td> </tr> <tr> <td>・基盤調達等</td> <td>: 798百万円</td> </tr> <tr> <td>・データセンタ</td> <td>: 354百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>: 1,621百万円</td> </tr> </table>		・設計・開発	: 469百万円	・基盤調達等	: 798百万円	・データセンタ	: 354百万円	合 計	: 1,621百万円
	・設計・開発	: 469百万円										
	・基盤調達等	: 798百万円										
	・データセンタ	: 354百万円										
合 計	: 1,621百万円											
可	一体的実施の可否	否										
可	一体的に実施する法人											
	内容・理由											
否	理由	福祉医療分野の情報を総合的に提供する法人・組織はなく、一体的実施は困難であるとする。										
国の行政機関への移管	移管の可否	否										
	可	移管先										
		内容・理由										
	否	理由	<p>徹底した効率化の内容</p> <p>本省で事務を行うのであれば現行体制と同等の事務量で可能と思われるが、地方厚生局等の新たな地方出先機関で行う場合は現行以上の事務量が発生することが見込まれるため非効率である。さらに、行政機関のスリム化の流れにも逆行している。</p>									
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）	○これまでも運用経費の削減を図ってきたところであるが、今後も業務・システム最適化計画の実施等による運用経費等の削減を図ることとしている。											
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	<p>[事業名称] 介護サービス情報公表システム</p> <p>[実施主体] 社団法人シルバーサービス振興会 ・介護サービス情報公表制度の適正かつ円滑に運営していくため、調査研究やシステムの運営・管理、普及啓蒙等を実施</p> <p>[事業規模(百万円)] 介護サービス情報の公表支援事業：236百万円</p>										
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担											
	諸外国における公的主体による実施状況	該当なし										

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	福祉保健医療情報サービス事業	事業No	
類型	特定事業執行型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。（平成19年度）	行政改革推進本部	②	○福祉保健医療情報サービス事業については、「業務・システム最適化計画」（平成20年2月28日策定）に基づき、一般競争入札（総合評価落札方式）により委託業者を選定し、次期システムの設計・開発を実施しているところである。  ○運営コストの削減が図れるよう、システムの再構築を進めている。  ○また、行政資料の掲載業務等更なる民間委託の実施に向け業務・システム最適化計画の実施に合わせて検討しているところである。

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]  該当なし			

名称	年度	作成部数（部）	配布先	配布部数（部）	備考
パンフレット	H20	20,000	都道府県、社会福祉協議会、経営セミナー、WAMNET操作会等	18,276	
			行政機関	11,924	
			セミナー	3,894	
			説明会	1,823	
			その他	635	
パンフレット	H19	20,000	都道府県、社会福祉協議会、経営セミナー、WAMNET操作会等	18,564	
			行政機関	12,645	
			セミナー	4,028	
			説明会	1,891	
			その他	0	
パンフレット	H18	20,000	都道府県、社会福祉協議会、経営セミナー、WAMNET操作会等	18,512	
			行政機関	12,030	
			セミナー	3,987	
			説明会	1,772	
			その他	723	

事務・事業シート（概要説明書）					
事業名	退職手当共済事業			事業No	
類型	特定事業執行型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	社会福祉施設職員等退職手当共済法 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第9号	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）		
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□その他（）				
事務・事業概要	目的（何のために）	社会福祉施設等に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図るために、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人が相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員の退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与する。			
	対象（誰/何を対象に）	社会福祉施設等に従事する職員			
	事務・事業内容（手段、手法など）	退職手当金の支給財源は、共済契約者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金（給付費の各3分の1を補助）を財源として、社会福祉施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金を支給するものである。 なお、介護保険施設等は任意加入となっており申出により加入することができる（ただし、国及び都道府県の補助はない）			
	事業の期限	期限設定なし			
事業の沿革	[いつから実施] 昭和36年 [実施主体の変遷] 昭和36年 社会福祉事業振興会（社会福祉施設職員等退職手当共済法施行） 昭和60年 社会福祉・医療事業団 平成15年 独立行政法人福祉医療機構 [途中で廃止していた期間の有無] なし				
事業の効果	退職手当共済制度は、社会福祉事業に従事する職員の処遇改善を通じて人材の確保を図ることにより、福祉サービスの安定的な供給に資することを目的としている。制度創設以来、47年間にわたり約120万人の職員に対して退職金を支給してきた。 平成20年4月現在、福祉施設を運営する社会福祉法人のうち91%の法人が本制度を利用し、673,408人が加入している。平成20年度においては、76,570人の被共済職員に882億円の退職手当金を支給した。				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	共済制度加入職員数	人	685,415	673,019	673,408
	退職手当金給付人数	人	73,791	83,967	76,570
	退職手当金給付費	千円	88,051,620	90,718,674	88,229,848
成果目標	退職手当金の給付事務の効率化による退職手当金請求書の受付から退職金給付までの事務処理期間（目標：75日以内）の短縮及び提出書類の電子届出化（退職共済電子届出システム）による利用者の利便性の向上、負担軽減により顧客サービスの向上を図りながら退職手当共済事業を行っている。 ※電子システムの促進により、利用者の手続き面での負担を軽減するとともに、機構における事務の効率化が図れた。（提出書類のエラーが1/10に減少しコスト削減に繋がった（H20年度実績））				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	退職手当金請求書から退職金給付までの事務処理期間	日	91.7	61.7	44.8
	電子届出システム利用状況	%	45.4[H19.4.1]	61.8[H20.4.1]	74.9[H21.4.1]
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	パンフレット	件	1	1	2
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	<平成19年度> 4月1日現在被共済職員数 673,019人 退職手当金給付人員 83,967人 退職手当金支給額 90,719百万円				

事務・事業シート（概要説明書）							
事業名	退職手当共済事業				事業No		
類型	特定事業執行型						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	91,462 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役職員数	
	人件費	242 百万円		常勤職員	241,508 千円	24.82	人
	総計	91,705 百万円		非常勤職員	1,223 千円	0.37	人
内訳	平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
	これまでの予算額等（百万円）	92,446	89,802	90,558			
	退職手当給付金	91,734	88,293	89,910			
	退職手当給付費 支払資金繰入	71	943	69			
	退職手当共済 業務経費	403	341	337			
	人件費	237	224	240			
平成22年度の国からの財政 支出見込額（百万円）	26,169						
再委託	平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	再委託金額（百万円）	—	—	—			
	再委託先（名称・件数）	—	—	—			
	随意契約（件数/金額（同））	—	—	—			
	うち厚労省OBが在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—			
	95%以上の落札率の契約 （件数/金額（同））	—	—	—			
うち厚労省OBが在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））	—	—	—				

**【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】**

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>平成20年度においては、電子届出システムの利用促進策及び利便性の向上策を図り、新たに2,173法人がシステムの利用登録を行い、システム利用率は平成20年度の62%から平成21年度は75%と大幅に増加し、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与したと考えられる。なお、平成20年度の掛金納付対象職員届の処理においては、延べ約74万人の在籍状況を確認しているが、電子届出システム利用者におけるエラー発生率は、紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制することができている。この結果、利用者の事務負担を軽減するとともに、福祉医療機構における事務の効率化も図られ、業務コストもシステム導入前に比べ、約38百万円削減することができ、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。</p> <p>また、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間については、各種様式の簡略化、事務処理の改善、支給財源の確保、実務研修会での積極的な指導などに取組んだ結果、44.8日となり、中期計画の目標値75日を大幅に上回る実績をあげ、前年度の平均処理期間と比較しても16.9日の短縮を実現している。以上のように、電子届出システムの導入効果により、利用者の事務負担の大幅な軽減、福祉医療機構における事務の効率化の実現、退職手当金の給付までの日数の大幅短縮とプラスの相乗効果が見られ、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。</p>
事業評価の方法	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

**【現在抱えている課題】**

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職手当共済制度への一層の加入促進（平成20年4月現在、社会福祉施設を運営する91%の法人が利用、673,408人が加入）</li> <li>・退職届提出後から退職金支給までの更なる期間短縮（平成20年度平均44.8日）</li> <li>・電子届出システムの更なる利用促進（20年度システム利用率74.9%）</li> </ul>

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	退職手当共済事業		事業No
類型	特定事業執行型		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<p>民間の社会福祉施設等を経営する社会福祉法人は総じて事業規模が小さく、職員数も少ないため、社会福祉法人単独で職員の退職手当制度を設けることに限界があることから、退職手当共済事業を全国規模で共同化し、民間の社会福祉施設等に従事する職員を確保し、福祉サービスの安定的な供給を図るものであり、極めて公共性の高い制度である。</p> <p>貸付事業等による支援と相まって、地域において必要な社会福祉施設等の整備を推進し、利用者等に対して良質な福祉サービスを提供するためには職員の処遇向上を通じた職員の確保が必要である。</p>		
国の施策における位置付け	<p>社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく事業であり、社会福祉施設等に従事する人材確保、職員の処遇改善を通じて人材の確保を図ることにより、福祉サービスの安定的な供給に資することを目的としている。</p>		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	<p>退職手当共済制度が廃止された場合、社会福祉施設等に従事する職員の更なる悪化につながり、安定的な人材確保がより一層困難となる。その結果、福祉サービスの供給に著しい支障を及ぼすことになる。</p> <p>※ 福祉施設を運営する社会福祉法人のうち91%の法人が利用</p>	
	民間主体における実施状況		
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人による事業でない場合、制度の継続性、退職金の確実な支給が保障されないおそれがある。</li> <li>・事務費相当（現行：国10/10負担）を掛金収入から充当した場合、共済契約者への負担が大きくなる。</li> </ul>	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	<p>退職手当共済制度は、全国規模で実施するスケールメリットを生かし、その運用を図ってきたが、分割されることとなると、スケールメリットが働かなくなり、維持するために掛金額の増額又は退職手当金の引き下げなど制度運営に地域格差が発生することが懸念される。</p>

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名		退職手当共済事業	事業No	
類型		特定事業執行型		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な退職金共済制度としては、独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済事業があるが、中退金事業は財政運営方式が異なるため、移管にあたっては積立金相当額として約1兆円が必要となる。（機構：賦課方式、中退金：積立方式）</li> <li>・本事業の実施にあたっては、施設の開設情報を的確に把握し、社会福祉法人に適切な支援を行うためには、施設への貸付を行っている福祉貸付事業と連携して運営する必要があるため、移管は困難である。</li> </ul>	
	一体的実施の可否	否		
	可	一体的に実施する法人		
内容・理由				
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的な退職金共済制度としては、独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済事業があるが、中退金事業は財政運営方式が異なるため、移管にあたっては積立金相当額として約1兆円が必要となる。（機構：賦課方式、中退金：積立方式）</li> <li>・本事業の実施にあたっては、施設の開設情報を的確に把握し、社会福祉法人に適切な支援を行うためには、施設への貸付を行っている福祉貸付事業と連携して運営する必要があるため、移管は困難である。</li> </ul>		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
否	理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本省で事務を行うのであれば現行体制と同等の事務量で可能と思われるが、地方厚生局等の新たな地方出先機関で行う場合は現行以上の事務量が発生することが見込まれるため非効率である。さらに、行政機関のスリム化の流れにも逆行している。</li> <li>・現行の制度では、都道府県が1/3を負担していることから国が行う場合には全面的な制度の見直しが必要となる。</li> </ul>		
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		電子申請システムの更なる機能強化、利用促進を行い、事務の効率化、利用者の事務負担軽減を図っていく。		
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] 中小企業退職金共済制度 [実施主体] 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 [事業規模] 平成21年7月末の共済契約者数 37.2万か所 平成21年7月末の被共済者数 301.8万人 平成21年7月末の運用資産 3.4兆円（積立方式） [実施状況] 平成20年度総給付額 4,270億円 平成20年度平均給付額 137.9万円		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条により、国、都道府県は予算の範囲内において、退職手当給付費総額の3分の1以内を補助している。</li> <li>・（独）勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度は、当機構の退職金共済制度の加入要件に合わない社会福祉施設等で従事する職員が加入している場合がある。</li> </ul>		
	諸外国における公的主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	退職手当共済事業		事業No
類型	特定事業執行型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○退職手当共済事業については、事務の合理化・効率化の観点から、共済契約者（社会福祉施設等経営者）が毎年4月に提出する掛金納付対象職員届について電子申請システム化を進める。（平成18・19年度）	行政改革推進本部	①	○掛金納付対象職員届に係る電子申請システムについては平成18年度に構築し平成19年度から稼働した。（平成19年度） ○電子システム化により、利用者の事務負担軽減に関して大きく寄与するとともに、機構における事務の効率化も図られ、業務コストもシステム導入前に比べ、約38百万円削減している。（平成20年度実績）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]  該当なし			

名称	年度	作成部数(部)	配布先	配布部数(部)	備考
社会福祉施設職員等退職手当共済 制度のご案内	H18	2,000	(総数)	2,000	(都道府県社協)40部 × 47か所
			都道府県社会福祉協議会	1,680	
			社会福祉法人等	320	
社会福祉施設職員等退職手当共済 制度のご案内	H19	3,000	(総数)	3,000	(都道府県社協)50部 × 47か所
			都道府県社会福祉協議会	2,350	
			社会福祉法人等	650	
社会福祉施設職員等退職手当共済 制度のご案内	H20	3,000	(総数)	3,000	(都道府県社協)50部 × 47か所
			都道府県社会福祉協議会	2,350	
			社会福祉法人等	650	
社会福祉施設職員等退職手当共済 制度加入のご案内	H20	10,000	セミナー参加者等	6,000	

事務・事業シート（概要説明書）					
事業名	長寿・子育て・障害者基金事業			事業No	
類型	助成事業等執行型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法 第23条第1項	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）		
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□その他（）				
事務・事業概要	目的 （何のために）	高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興等の推進を図り、地域の福祉活動を支援するため、政府からの出資金の運用益を財源として、独創的・先駆的な民間活動や地域に密着したきめ細やかな活動を支援する事業等に助成を行う。			
	対象 （誰/何を対象に）	NPO法人、非営利の任意団体、社会福祉法人等			
	事務・事業内容 （手段、手法など）	独立行政法人福祉医療機構のホームページや広報誌等を利用して募集内容を掲載することにより、助成先団体を募集。その後、機構内に設置された外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会で審査し、助成先団体を決定。また、助成事業の終了後は、助成先団体から報告書を提出させ、同評価委員会で事後評価を行い、制度の継続的な改善に努めている。			
	事業の期限	期限の定めなし			
事業の沿革	[事業開始年度] 平成2年度				
	[実施主体の変遷] 平成2年 社会福祉・医療事業団 平成15年 独立行政法人福祉医療機構				
	[途中で廃止していた期間の有無] なし				
事業の効果	NPO法人、非営利の任意団体、社会福祉法人等に助成を行うことにより、高齢者や障害者の在宅福祉、生きがい・健康づくり、子育て支援、青少年の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振興の推進等を図っており、これにより、公的な制度の谷間にいる方々や、制度外のニーズをお持ちの方々を支えることにもつながっている。  【平成20年度助成金（実績）】3,049百万円（931件）  長寿社会福祉基金…………… 833百万円（59件） 高齢者・障害者福祉基金… 783百万円（372件） 子育て支援基金……………1,101百万円（410件） 障害者スポーツ支援基金… 332百万円（90件）				
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	助成事業の要望（件数）	件	1,461	1,956	1,849
	”（金額）	億円	5,051	6,564	5,717
	助成事業の交付決定（件数）	件	839	1,014	931
	”（金額）	億円	3,149	3,372	3,049
成果目標	地域の創造性や主体性を活かした、地域のニーズに応じたきめ細かい福祉活動が継続的に行われるよう支援していくため、①地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に応じたきめ細かな事業について優先的な採択を行うことにより、全助成件数の80%以上がこれらの事業となるよう、また、②助成事業の85%以上が助成終了後も継続されるよう、事業を行っているところ。				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	地域における独創的・先駆的事业及び地域の実情に即したきめ細かな事業の採択率	%	81.4	84.3	82.3
	助成事業終了後の事業継続率	%	91.3	92.7	92.7
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	パンフレット	件	1	1	1
事業年鑑	件	1	1	1	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成16年度 助成件数・・・744件 助成金額・・・3,545百万円 【成果物は別添「事業年鑑」参照】				

事務・事業シート（概要説明書）							
事業名	長寿・子育て・障害者基金事業				事業No		
類型	助成事業等執行型						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	3,127 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事役員数	
	人件費	299 百万円		常勤職員	293,549 千円	31.03	人
	総計	3,427 百万円		非常勤職員	5,854 千円	1.46	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		4,150	3,829	4,134			
内訳	社会福祉事業 振興事業費		3,766	3,457	3,774		
	社会福祉事業 振興業務経費		80	74	53		
	人件費		303	297	306		
平成22年度の国からの財政 支出見込額（百万円）		3,465	※22'より一般勘定				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託	再委託金額（百万円）		—	—	—		
	再委託先（名称・件数）		—	—	—		
	随意契約（件数/金額（同））		—	—	—		
	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））		—	—	—		
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））		—	—	—		
	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））		—	—	—		

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>当該事業における助成事業の募集及び選定（採択）については、外部有識者からなる審査・評価委員会において事後評価結果等を反映した募集要領・選定方針等を策定した上で幅広く募集を実施するとともに、国民のニーズに即し、重点助成分野の大幅な見直しをする等、助成事業の固定化回避に対応しており、独立行政法人整理合理化計画の指摘に対し適切に対応していることが認められる。</p> <p>また、助成終了後も事業を継続している割合は、平成18年度分助成事業で92.7%と中期計画の目標値85%を大きく上回り、独創的・先駆的事业等への助成割合についても、82.0%と中期計画における目標値80%を上回っている。さらに、助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間は20.4日となり、中期計画の目標値30日以内で処理している。</p> <p>基金の運用については、長期金利の指標である国債の平均利回りを上回る運用収益を確保するとともに、安全で安定的な運用収益を確実にあげるための運用方法を検討していることを評価する。</p> <p>以上のように、透明で公正な助成の実施が行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>今後とも引き続き重点助成分野を見直すなど、社会情勢を踏まえた国民のニーズにあった事業への助成を期待する。</p> <p>事後評価については、審査・評価委員会評価部会において策定された評価方針に基づき、重層的な評価を効率的かつ効果的に実施しており、特にヒアリング評価については、外部有識者からなる評価部会の委員等により126事業へのヒアリング評価を実施している。また、事後評価の結果については、ホームページに速やかに公表するとともに、募集要領や選定方針等に反映し、助成制度の継続的な業務改善（PDCAサイクル）を実施している。さらに、特に評価の高かった事業等については、全国3か所で行った事業報告会や平成20年度から福祉医療機構のホームページにて運用を開始した電子図書館において、助成事業等の全国的な普及を実施していることを評価する。</p> <p>民間福祉活動の支援強化のためのプロジェクトチームを立ち上げ、専門性の向上を目的とした勉強会を8回実施するとともに、助成事業に限らず、地域の福祉医療の実践現場に赴き、取組みの現状や課題について意見交換を実施するなど、職員の専門性を高める取組みを積極的に実施していることを評価する。</p> <p>以上のように、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。</p>
事業評価の方法	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

事務・事業シート（概要説明書）		
事業名	長寿・子育て・障害者基金事業	事業No
類型	助成事業等執行型	
【現在抱えている課題】		
内 容		
<p>長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議の事業仕分けにおける「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、助成に必要な経費については、社会福祉振興助成費補助金を新たに創設することされたことから、現在、当該事業の細目について検討をしているところ。</p>		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	<p>長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議の事業仕分けにおける「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算措置すること」との評価結果を踏まえ、基金を返納し、助成に必要な経費については、社会福祉振興助成費補助金（仮称）を新たに創設することとしている。</p>	
国の施策における位置付け		
廃止	廃止の可否	
	廃止すると生じる影響	
	民間主体における実施状況	
民営化	民営化の可否	
	可	事業性の有無とその理由
		民営化を前提とした規制の可能性
		民営化に向けた措置
否	理由	
地方公共団体への移管	移管の可否	
	可	移管先
		内容・理由
	否	理由

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		長寿・子育て・障害者基金事業	事業No
類型		助成事業等執行型	
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否		
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	
		一体的実施の可否	
	可	一体的に実施する法人	
		内容・理由	
否	理由		
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否		
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	徹底した効率化の内容	
理由			
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)			
参 考	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>		① [事業名称] 公益事業振興補助事業 [実施主体] 財団法人JKA [事業規模(百万円)] 約2,699百万円(平成21年度事業計画) [実施状況] 主として社会福祉の増進に係る施設・機器整備に助成を行っている  ② [事業名称] 公益・ボランティア事業 [実施主体] 日本財団 [事業規模(百万円)] 約4,405百万円(平成21年度事業計画) [実施状況] 主として障害者や高齢者が自立して暮らせるための拠点・機器整備に助成を行っている
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>		
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>		

**事務・事業シート（概要説明書）**

<b>事業名</b>	長寿・子育て・障害者基金事業	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>	助成事業等執行型		

**【これまでに受けた主な指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。（平成19年度）	行政改革推進本部	①	○重点助成分野については、毎年度見直しを図り、募集要領の改正を行っている。（平成20年度） ○助成対象団体等への固定化回避を図る観点から、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会審査部会において、選定方針（採択基準）を見直した。（平成20年度）
○各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。（平成19年度）	行政改革推進本部	①	○運用方法の見直しについては、長寿・子育て・障害者基金資金運用委員会を開催し、従前の各基金毎の運用から統合運用に見直した結果、見直し前の運用計画上の運用収入を上回るなど効率化が図られた。（平成20年度）
○基金を全額国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること。（平成21年度）	行政刷新会議	②	○基金を国庫へ返納（長寿・子育て・障害者基金の廃止）し、助成に必要な額を平成22年度政府予算で措置（社会福祉振興助成費補助金（仮称））される予定である。
○運営について無駄があるため、管理費を削減すること。（平成21年度）	行政刷新会議	②	○管理費については、事務効率化するなどにより、平成22年度政府予算で大幅に削減（約5割）する予定である。

**【過去に大きく報道された指摘事項】**

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] [内容]  該当なし			

名称	年度	作成部数(部)	配布先	配布部数(部)	備考			
長寿・子育て障害者基金事業のごあんない2008	H20	34,233	(総数)	34,233				
			平成20年度助成先	696				
			都道府県・政令指定都市	320				
			特別区	850				
			その他の市町村	10,450				
			全国社会福祉協議会	50				
			社会福祉協議会(都道府県・指定都市)	6,400				
			社会福祉協議会(各市区町村)	14,520				
			厚生労働省	60				
			財団法人 長寿社会開発センター	50				
			財団法人 テクノエイド協会	50				
			NPOサポートセンター、ボランティア活動団体関係	759				
			審査・評価委員	28				
平成19年度長寿・子育て・障害者基金事業年鑑	H20	7,721	(総数)	7,721				
			都道府県・政令指定都市	128				
			特別区	340				
			全国社会福祉協議会	2				
			社会福祉協議会(都道府県・指定都市)	128				
			社会福祉協議会(特別区)	324				
			社会福祉協議会(各市区町村)	5,146				
			ボランティアセンター	114				
			NPO支援センター等	468				
			審査・評価委員	58				
			19年度助成先	1,013				
			長寿・子育て障害者基金事業のごあんない2007	H19	24,284	(総数)	24,284	
						平成19年度助成先	766	
都道府県・政令指定都市	320							
特別区	855							
その他の市町村	6,303							
全国社会福祉協議会	50							
社会福祉協議会(都道府県・指定都市)	6,400							
社会福祉協議会(各市区町村)	9,461							
財団法人 長寿社会開発センター	50							
財団法人 テクノエイド協会	50							
審査・評価委員	29							
平成18年度長寿・子育て・障害者基金事業年鑑	H19	7,323				(総数)	7,323	
						都道府県・政令指定都市	128	
			特別区	342				
			全国社会福祉協議会	2				
			社会福祉協議会(都道府県・指定都市)	128				
			社会福祉協議会(特別区)	324				
			社会福祉協議会(各市区町村)	5,182				
			ボランティアセンター	120				
			NPO支援センター等	220				
			審査・評価委員	58				
			18年度助成先	819				
			長寿・子育て障害者基金事業のごあんない2006	H18	25,826	(総数)	25,826	
						平成18年度助成先	614	
都道府県・政令指定都市	310							
特別区	855							
その他の市町村	7,143							
全国社会福祉協議会	50							
社会福祉協議会(都道府県・指定都市)	6,200							
社会福祉協議会(各市区町村)	10,526							
財団法人 長寿社会開発センター	50							
財団法人 テクノエイド協会	50							
審査・評価委員	28							
平成17年度長寿・子育て・障害者基金事業年鑑	H18	7,990				(総数)	7,990	
						都道府県・政令指定都市	124	
			特別区	342				
			全国社会福祉協議会	2				
			社会福祉協議会(都道府県・指定都市)	124				
			社会福祉協議会(特別区)	328				
			社会福祉協議会(各市区町村)	5,918				
			ボランティアセンター	124				
			NPO支援センター等	202				
			審査・評価委員	56				
			17年度助成先	770				

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	<b>心身障害者扶養保険事業</b>	<b>事業No</b>			
<b>類型</b>	特定事業執行型（共済・保険・労務提供型）				
<b>根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）</b>	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号	<b>関係する通知、計画等</b>	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）		
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：_____）				
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：_____ 実施主体：_____）				
	<input type="checkbox"/> その他（_____）				
<b>事務・事業概要</b>	<b>目的（何のために）</b>	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（心身障害者の保護者亡き後、残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険し、制度の安定的・効率的運営を図ることを目的としている。			
	<b>対象（誰/何を対象に）</b>	心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県・指定都市			
	<b>事務・事業内容（手段、手法など）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体との保険契約の締結</li> <li>・ 生命保険会社との生命保険契約の締結</li> <li>・ 地方公共団体からの保険料の受入れ</li> <li>・ 生命保険会社への保険料の支払い</li> <li>・ 生命保険会社から受け取った保険金の年金原資としての管理・運用</li> <li>・ 地方公共団体に対する年金給付保険金等の支払い</li> </ul>			
	<b>事業の期限</b>	期限の定めなし			
<b>事業の沿革</b>	<p>[いつから実施] 昭和45年</p> <p>[実施主体の変遷] 昭和45年 社会福祉事業振興会 昭和60年 社会福祉・医療事業団 平成15年 独立行政法人福祉医療機構</p> <p>[途中で廃止していた期間の有無] なし</p>				
<b>事業の効果</b>	昭和45年の事業開始から平成20年まで、累計で47,901人の心身障害者に1,744億円の年金給付を行っている。				
<b>活動実績</b> <small>（成果物は別紙で一覧を提出）</small>	<b>【活動指標名】 / 年度実績・評価</b>	<b>単位</b>	<b>H18年度</b>	<b>H19年度</b>	<b>H20年度</b>
	保険対象加入者数	人	65,898	65,233	61,828
	（加入口数） <small>※障害者1人につき2口まで加入できる。</small>	口	(93,582)	(93,346)	(88,394)
	年金受給者数	人	37,691	39,149	40,576
	（受給口数） <small>※障害者1人につき2口まで加入できる。</small>	口	(43,028)	(44,856)	(46,671)
年金給付保険金額	千円	10,464,780	10,866,400	11,702,520	
<b>成果目標</b>	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険し、制度を安定的・効率的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定を図ること。				

## 事務・事業シート（概要説明書）

事業名	心身障害者扶養保険事業			事業No		
類型	特定事業執行型（共済・保険・労務提供型）					
<b>成果実績</b> <small>（成果指標の目標達成状況等）</small>	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	年金給付保険金額	千円	10,464,780	10,866,400	11,702,520	
	* 給付実績は上記の通りであり、年間100億円以上の給付を行い、障害者の生活の安定に寄与した。					
<b>パンフレット・報告書等の作成</b> （件数） <small>（名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）</small>		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	制度周知のパンフレット・リーフレット	件	3	4	4	
	財務状況検討会報告書（機構ホームページでも公表）	件	1	1	1	
心身障害者扶養保険資金の運用概況書（機構ホームページでも公表）	件	-	-	1		
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成20年度末現在、40,576人の心身障害者に対し、117億円を年金給付					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費			
	事業費	33,538 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）	従事役職員数
	人件費	68 百万円		常勤職員	67,888 千円	6.21 人
	総計	33,606 百万円		非常勤職員	326 千円	0.09 人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）		
内訳	これまでの予算額等（百万円）		33,232	38,601	34,458	
	支払保険料	8,742	9,962		9,191	
	年金給付保険金	10,866	11,702		12,063	
	弔慰金給付保険金	85	239		75	
	扶養保険資金繰入	13,389	16,586		13,005	
	心身障害者扶養保険業務経費	72	41		55	
	人件費	76	68		68	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		117				
平成19年度		平成20年度		平成21年度		
再委託	再委託金額（百万円）	-	-		-	
	再委託先（名称・件数）	-	-		-	
	随意契約（件数/金額（同））	-	-		-	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-		-	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	-	-		-	
	うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-		-	

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	心身障害者扶養保険事業	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>	特定事業執行型（共済・保険・労務提供型）		

### 【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度の決算を踏まえ、外部有識者からなる財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表していることを評価する。また、心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うための基本ポートフォリオを外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の審議を経た上で策定（4月）し、運用を実施したところである。</p> <p>繰越欠損金（平成19年度末489億円）については、平成20年4月の制度改正により解消される見通しであったが、昨年9月のリーマン・ショックに端を発する急激な景気後退により、各資産ごとのベンチマーク収益率を概ね確保したものの、目標収益率を確保することができず、平成20年度末において112億円が解消に至っていない。繰越欠損金の解消については外的要因によるところが大きいが、当委員会としては、福祉医療機構においても繰越欠損金の解消について、さらなる努力をするよう求める。今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施していくことが望ましい。</p> <p>なお、毎年度実施している財務状況の検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うことを期待する。</p>
<b>事業評価の方法</b>	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

### 【現在抱えている課題】

内容	内容
<p>・繰越欠損金の解消（平成20年度末112億円） （今後の対応）</p> <p>平成19年度489億円、平成20年度112億円と減少してきているが、平成20年の制度改正時には想定できなかった金融危機による市場環境の悪化という外的要因に起因するものであり、今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら、長期的にその解消に努めていく。</p>	
<p><b>事務・事業の必要性</b> （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）</p>	<p>心身障害者の保護者が亡くなった後、保護者の生命保険金を年金資金の原資として適切に管理運用し、年金として支給する制度であることから、当該心身障害者が安定的に生活するために必要な事業である。</p>
<p><b>国の施策における位置付け</b></p>	<p>心身障害者の福祉に関する事業</p>

## 事務・事業シート（概要説明書）

事業名		心身障害者扶養保険事業	事業No	
類型		特定事業執行型（共済・保険・労務提供型）		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	<p>本事業は、全国の地方公共団体がその条例に基づき実施している扶養共済制度について、地方公共団体が加入者との共済契約によって負う共済責任を、福祉医療機構が地方公共団体に対して保険し、全国的な規模として運営することにより制度の安定と効率的な事業の実施を図るもので、本事業を廃止した場合は、各地方公共団体で事業を実施することとなり、以下のような影響が生じる事が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各地方公共団体ごとに独立して財務運営を行うことになり、全国的な規模で運営する場合に比べ財務基盤が不安定なものとなる可能性が高い。</li> <li>保険金を原資とした年金原資の管理運用について、安定かつ効率的な運用を行うためには、運用資金をある程度以上の額で行うことが望ましく、地方公共団体ごとに資金運用を行うことは、効率的な運用とは言えない。</li> <li>住所異動等により、加入者が地方公共団体間を異動するときに、地方公共団体ごとに制度が独自で実施されている場合は、加入者にとって不利、不便が生じる可能性がある。</li> </ol> <p>上記の結果として、心身障害者扶養共済制度の趣旨である、心身障害者の保護者が亡くなった後、保護者の生命保険金を年金として、将来にわたり心身障害者に対して確実に給付するという目的を達成できなくなるおそれがある。</p>		
	民間主体における実施状況	地方公共団体の扶養共済制度を再保険する形で、支援している事業は、本扶養保険事業のみである。		
民営化	民営化の可否	否		
	可	事業性の有無とその理由		
		民営化を前提とした規制の可能性		
		民営化に向けた措置		
否	理由	<p>本事業は、一部の地方公共団体において障害者を持つ親の私的保障を援助促進するため、地域住民のニーズに応じて先行実施されていた心身障害者に対する扶養共済制度を、全国的に普及させ、併せて安定的、効率的に実施するために創設されたものであり、地方公共団体が条例に基づき実施する心身障害者扶養共済制度を福祉医療機構が保険し、機構と各地方公共団体の間で同一内容の扶養保険契約を締結し、地方公共団体が同一の条例を制定することにより制度運用が効率化されるとともに、加入者が国内に居住する限りどこでも、同様の保障を受けることができるものとなっている。</p> <p>本事業の民営化については</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本事業は、各地方公共団体が行っている心身障害者扶養共済制度を全国的に普及させ、その安定的・継続的運営を図るために、それらに係る保険事業として公的主体が行うこととされたものであり、民間事業者がこれを行うこととした場合、経営判断として事業が停止される等により、制度の長期にわたる安定的な運営が損なわれるおそれがあること。</li> <li>民営化した場合には本事業により収益を上げる必要があり、また、事業の運営に必要な事務費コストを確保することから加入者・受給者に対して保険料の引上げ、年金受給額の引下げといった負担を求めることが想定され、制度の安定的な運営が確保されない可能性があること。</li> <li>本制度については、平成20年の見直しにより、制度を長期にわたって安定的に持続可能なものとするため、年92億円の財政支援を平成62（2050）年度まで、国と地方で折半して行う見通しとなっていること。</li> </ol> <p>から困難であると考えます。</p>		

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	<b>心身障害者扶養保険事業</b>	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>	特定事業執行型（共済・保険・労務提供型）		
<b>地方公共団体への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否	
	<b>移管先</b>		
	<b>内容・理由</b>		
	<b>理由</b>	<p>本事業は、全国の地方公共団体がその条例に基づき実施している扶養共済制度について、地方公共団体が加入者との共済契約によって負う共済責任を、福祉医療機構が地方公共団体に対して保険し、全国的な規模として運営することにより制度の安定と効率的な事業の実施を図るもので、地方公共団体のみで運営することは困難である。</p> <p>地方公共団体で実施する場合は、以下のような不都合が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各地方公共団体ごとに独立して財務運営を行うことになり、全国的な規模で運営する場合に比べ財務基盤が不安定なものとなる可能性が高い。</li> <li>2. 保険金を原資とした年金原資の管理運用について、安定かつ効率的な運用を行うためには、運用資金をある程度以上の額で行うことが望ましく、地方公共団体ごとに資金運用を行うことは、効率的な運用とは言えない。</li> <li>3. 住所異動等により、加入者が地方公共団体間を異動するときに、地方公共団体ごとに制度が独自で実施されている場合は、加入者にとって不利、不便が生じる可能性がある。</li> </ol>	
<b>他法人への移管・一体的実施</b>	<b>移管の可否</b>	否	
	<b>移管先</b>		
	<b>内容・理由</b>		
	<b>理由</b>	他に類似の事業を行っている法人等が存在しないため、他法人への移管は困難である。	
	<b>一体的実施の可否</b>	否	
	<b>一体的に実施する法人</b>		
	<b>理由</b>	他に類似の事業を行っている法人等が存在しないため、他法人との一体的実施は困難である。	
<b>国の行政機関関係への移管</b>	<b>移管の可否</b>	否	
	<b>移管先</b>		
	<b>内容・理由</b>		
	<b>徹底した効率化の内容</b>		
	<b>理由</b>	地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度を保険する事業の実施事務に関するものであり、国が行う場合は、これまでの行政改革の考え方に照らして適当ではなく、行政のスリム化に逆行してしまうため。	
<b>その他事務・事業の見直し</b> (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年毎に、保険料水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを図ることが必要。</p>	

## 事務・事業シート（概要説明書）

<b>事業名</b>	<b>心身障害者扶養保険事業</b>	<b>事業No</b>	
<b>類型</b>	特定事業執行型（共済・保険・労務提供型）		
<b>参 考</b>	<b>行政機関、他法人、自治体等における類似事業</b>	[事業名称] <span style="float: right;">&lt;他に類似の事業を行っている法人等は存在しない&gt;</span> [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	<b>行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担</b>	心身障害者扶養保険事業は、一部の地方公共団体において障害者を持つ親の私的保障を援助促進するため地域住民のニーズに応じて先行実施されていた心身障害者に対する扶養共済制度を、全国的に普及させ、併せて安定的、効率的に実施するために創設されたもので、地方公共団体と機構は、心身障害者扶養保険契約を締結することにより、地方公共団体が加入者との間の共済契約によって負う共済責任（年金及び弔慰金等を給付する責任）を、機構が地方公共団体に対し保険している。	
	<b>諸外国における公的主体による実施状況</b>		

### 【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。（平成18・19年度）	行政改革推進本部	①	本事業を、長期にわたって安定的に持続可能なものとするため、平成20年に見直しを行い、 ・年金給付について、見直し前の水準を維持 ・保険料について既加入者に一定の配慮をした上での適正化(引上げ) ・国と地方で折半している年92億円の財政支援の延長(平成62(2050)年度までの見込み) ・資金運用体制の見直し を行った。 これにより、平成20年度の繰越欠損金は112億円となり、平成19年度の489億円から大幅に減少した。なお、平成20年度においても繰越欠損金は解消に至らなかったが、これは見直し時点では想定できなかった金融危機による市場環境の悪化という外的要因を受けたものであり、今後とも、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら、長期的に、その解消に努めて行くこととしている。（平成20年度）

### 【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] 平成19年12月13日 毎日新聞（北海道版）  [内容] 「心身障害者扶養共済制度」（札幌市）で、受給資格者の調査を行っていなかったため、本来支給される年金の一部を受給者が受けとれていなかった。	新聞社	①	平成20年3月11日付地方公共団体宛て「心身障害者扶養共済制度の加入者等に対する現況確認の徹底及び年金等の給付請求の遅延に対する対応について」通知により、請求遅延の防止策の徹底と請求遅延についてやむを得ない相当の理由がある者に対しての特例的な取扱いを実施した。（平成19年度）

名称	年度	作成部数 (部)	配布先	配布部数 (部)	備考
制度周知のパンフレット	H20	33,000	(総数)	31,530	
			都道府県	25,090	
			指定都市	6,440	
制度周知のリーフレット(加入者用)	H20	50,000	(総数)	48,690	
			都道府県	39,410	
			指定都市	9,280	
制度周知のリーフレット(受給者用)	H20	38,000	(総数)	36,430	
			都道府県	30,230	
			指定都市	6,200	
制度周知のリーフレット(管理者用)	H20	42,000	(総数)	40,150	
			都道府県	33,870	
			指定都市	6,280	
財務状況検討会報告書	H20	75	(総数)	75	
			厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	1	
			検討会委員	5	
			障害者関係団体	2	
			都道府県・指定都市	64	
			生命保険会社	1	
心身障害者扶養保険資金の運用概況書	H20	8	(総数)	8	
			厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	1	
			資産運用委員会委員	5	
			信託銀行	2	
制度周知のパンフレット	H19	37,000	(総数)	36,500	
			道府県	26,800	
			指定都市	9,700	
制度周知のリーフレット(加入者用)	H19	74,000	(総数)	70,700	
			道府県	56,900	
			指定都市	13,800	
制度周知のリーフレット(受給者用)	H19	44,000	(総数)	42,300	
			道府県	35,000	
			指定都市	7,300	
制度周知のリーフレット(管理者用)	H19	74,000	(総数)	70,700	新規
			道府県	56,900	
			指定都市	13,800	
財務状況検討会報告書	H19	77	(総数)	77	
			厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	1	
			検討会委員	5	
			障害者関係団体	2	
			道府県・指定都市	63	
			生命保険会社	1	
制度周知のパンフレット	H18	30,000	(総数)	29,400	
			道府県	22,700	
			指定都市	6,700	
制度周知のリーフレット(加入者用)	H18	75,000	(総数)	70,700	
			道府県	56,900	
			指定都市	13,800	
制度周知のリーフレット(受給者用)	H18	45,000	(総数)	42,300	
			道府県	35,000	
			指定都市	7,300	
財務状況検討会報告書	H18	75	(総数)	75	
			厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	1	
			検討会委員	5	
			障害者関係団体	2	
			道府県・指定都市	61	
			生命保険会社	1	
			信託銀行	5	

事務・事業シート（概要説明書）					
事業名	年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業			事業No	
類型	政策金融型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号及び第13号	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）		
実施方法	■直接実施				
	□業務委託等（委託先等：）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）				
	□その他（）				
事務・事業概要	目的（何のために）	厚生年金保険法、国民年金法及び労働者災害補償保険法に基づく年金の受給者に対し、その年金受給権を担保として低利で小口の資金を貸付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること。			
	対象（誰/何を対象に）	厚生年金保険法、国民年金法及び労働者災害補償保険法に基づく年金の受給者（生活保護受給中の者を除く。）			
	事務・事業内容（手段、手法など）	【貸付金利】年金担保貸付：年1.9%、労災年金担保貸付：年0.9% （平成22年2月1現在） 【償還期間】4年以内 【貸付金額】次により算定した金額 ・10万円～250万円の範囲内 ・受けている年金額（年額）の1.2倍以内 ・1回あたりの返済額の1.5倍以内			
	事業の期限	期限の定めなし			
事業の沿革	[いつから実施] ・年金担保貸付：昭和50年 ・労災年金担保貸付：昭和56年 [実施主体の変遷] ・年金担保貸付：昭和50年 年金福祉事業団 平成13年 社会福祉・医療事業団 平成15年 独立行政法人福祉医療機構 ・労災年金担保貸付：昭和56年 労働福祉事業団 平成16年 独立行政法人福祉医療機構 [途中で廃止していた期間の有無] なし				
	事業の効果	平成21年12月末現在で約33万2千件の利用者と貸付残高は1,703億円となっており、年金受給者の資金需要に応え、その生活の安定に寄与している。  平成20年度新規貸付実績 年金担保貸付 214,228件 1,944億円 労災年金担保貸付 3,737件 51億円 平成21年12月末残高 年金担保貸付 325,779件 1,659億円 労災年金担保貸付 5,859件 44億円			
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	年金担保貸付実績（件数）	件	214,187	210,983	214,228
	〃（金額）	億円	2,104	1,992	1,944
	労災年金担保貸付実績（件数）	件	3,840	3,786	3,737
〃（金額）	億円	55	53	51	
成果目標	厚生年金保険法、国民年金法及び労働者災害補償保険法に基づき支給される年金の受給者に対し、その年金受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することを目的とし、①安定的で効率的な業務運営に努め、②利用者の利便性と無理のない返済となるように配慮した審査等を行い、③制度周知と受託金融機関窓口における利用者への適切な対応に努めることとしている。				
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	年金担保貸付実績（件数）	件	214,187	210,983	214,228
	〃（金額）	億円	2,104	1,992	1,944
	労災年金担保貸付実績（件数）	件	3,840	3,786	3,737
〃（金額）	億円	55	53	51	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	年金担保融資リーフレット （上期・下期 年2回）	件	1	1	1
	労災年金担保融資リーフレット （上期・下期 年2回）	件	1	1	1
	制度案内チラシ	件	1	1	1
	制度案内ポスター	件	1	—	—
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	年度での新規貸付実績ベースでは、次のとおりである。 ・年金担保貸付：平成17年度 217,146件（2,292億円） ・労災年金担保貸付：平成17年度 3,945件（59億円） なお、貸付残高については、次のとおりである。 ・年金担保貸付：H21.11 342,026件（1,846億円） ・労災年金担保：H19.11 6,235件（52億円）				

事務・事業シート（概要説明書）									
事業名	年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業					事業No			
類型	政策金融型								
コスト	平成22年度予算見込額 (年担) (労担)		人件費						
	事業費	3,799	37	百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役員数	
	人件費	129	2	百万円		常勤職員	(年担) 129,102 (労担) 2,632	(年担) 15.49 (労担) 0.31	人
	総計	3,929	40	百万円		非常勤職員	(年担) 789 (労担) 16	(年担) 1.21 (労担) 0.03	人
		平成19年度（決算額） (年担) (労担)		平成20年度（決算額） (年担) (労担)		平成21年度（予算額） (年担) (労担)			
内訳	これまでの予算額等（百万円）	3,396	56	3,780	35	4,164	35		
	支払利息	1,509	—	1,887	—	2,211	—		
	業務委託費	1,577	30	1,580	29	1,685	29		
	債券発行諸費	95	—	102	—	71	—		
	年金担保貸付 業務経費	75	—	57	—	67	—		
	労災年金担保貸付 業務経費	—	8	—	2	—	3		
	人件費	137	18	152	3	128	2		
平成22年度の国からの財政 支出見込額（百万円）	—								
再委託			平成19年度	平成20年度	平成21年度				
	再委託金額（百万円）	—		—	—				
	再委託先（名称・件数）	—		—	—				
	随意契約（件数/金額（同））	—		—	—				
	うち厚労省〇日が在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））	—		—	—				
	95%以上の落札率の契約 （件数/金額（同））	—		—	—				
	うち厚労省〇日が在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））	—		—	—				
【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】									
評価の主体	評価結果の内容								
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	<p>当該事業については、平成20年度から独立行政法人整理合理化計画に基づく運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを適切に貸付金利に反映し、当期未処分利益を確保している。</p> <p>また、利用者の利便性に配慮するとともに、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成21年度の実施に向け厚生労働省等関係機関と協議検討を行っている。さらに、貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、福祉医療機構のホームページやリーフレット等による広報を実施していることが認められる。</p> <p>以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。</p> <p>なお、今後、無理のない返済となるように配慮した貸付及び貸付後の返済方法などの返済条件の緩和等については、平成21年度に速やかに実施し、利用者の生活の安定を支援することを期待する。</p>								
事業評価の方法									
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価									
【現在抱えている課題】									
内容									
<p>本事業は、年金受給者に一時的な資金需要が発生した場合、金融機関からの融資が受けられず高利での借入れにより生活困窮に陥る事例が見られたこと等を背景に、年金受給者の一時的な資金需要を支え、生活困窮に陥らないようにするため設けられたものである。</p> <p>現在、利用者にとって必要な資金を貸し付け、無理のない返済となるよう、平成22年2月から、借入申込時における資金の必要額の確認強化等の制度取扱変更を実施しており、当面、その着実な実施・定着が課題となっている。</p>									

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	事業No	
類型	政策金融型		
事務・事業の 必要性 （公共上の見地から確 実に実施されることが 必要な理由）	<p>①年金受給者に一時的な資金需要が発生した場合、金融機関からの融資が受けられず高利での借り入れにより生活困窮に陥る事例が見られたこと等を背景に、年金受給者の一時的な資金需要を支え、生活困窮に陥らないようにするため設けられたものである。</p> <p>②年金は受給者の生活を支える主要な収入源であり、その受給権が不当に侵害されないよう、年金各法において年金を担保に供することは原則禁止されている。</p> <p>③民間金融においては、一般的に、本事業よりも高い金利設定がされているほか、高齢者を対象から除外しているものがある。また、民間金融からの借入が困難な者についてはヤミ金融を利用するおそれもある。</p> <p>④平成21年12月末現在の本事業利用者は、約33万2千件（年金担保及び労災担保合計）となっており、本事業へのニーズは高く、引き続き、確実に実施される必要がある。</p>		
国の施策における位置 付け	年金受給者の一時的な資金需要に対し小口資金を低利で貸し付ける公的融資事業であり、高齢者等の所得保障制度である年金制度を補完する位置付けとなっている。		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる 影響	<p>①本事業の利用者は、約33万2千件（平成21年12月末：年金担保及び労災担保合計）となっており、仮に、事業を廃止した場合、これら利用者の資金需要に答えられなくなるおそれがある。</p> <p>②我が国のヤミ金融に係る被害実態は、依然として14万1千件（平成20年度）の高い水準を記録しており、事業の廃止により利用者が被害につながるおそれがある。</p>	
	民間主体における 実施状況	<p>①年金は受給者の生活を支える主要な収入源であり、その受給権が不当に侵害されないよう、年金各法において年金を担保に供することは原則禁止されている。</p> <p>②民間の個人融資においては、一般的に、本事業よりも高い金利が設定されているほか、高齢者を対象から除外しているものがある。（例：民間金融のカードローン 三菱東京UFJ銀行5.1～14.6%、年齢65歳未満、みずほ銀行5.0～14.0%、年齢61歳未満、ゆうちょ銀行7.0～18.0%、年齢70歳以下、アイフル6.8～18.0%、年齢69歳以下、アコム7.7～18.0%、年齢69歳以下 等）</p>	
民営化	民営化の可否	否	
	事業性の有無とその 理由		
	民営化を前提とした 規制の可能性		
	民営化に向けた措置		
否	理由	<p>①年金受給権を担保とすることは、生活破たんを招くおそれがあることから、公的年金各法において原則禁止されていること。貸金業法においても、年金からの弁済目的に受給者の預金通帳等を保管する等の行為は罰則をもって禁止されていること。</p> <p>②民間実施においては、実務上、年金受給者データ、生活保護受給者データとの突合の在り方、個人情報に係るデータ管理の在り方について慎重な対応が必要であること。</p>	
	移管の可否	否	
地方公共団体への移管	可	移管先	
	可	内容・理由	
	否	理由	<p>①全国の地域にわたるものであること。</p> <p>②公的年金を担保とする類似業務は地方公共団体において実施されておらず、地方公共団体においては、本事業に係る体制を新たに確保することが必要となり、行政のスリム化に反すること。</p> <p>③実施主体の地方公共団体の資金調達の方法、事務コストの在り方等によって、金利等の条件の地域的バラツキが生じるおそれがあること。</p> <p>④実施主体となる地方公共団体は多数の金融機関と契約し、金融機関においても多数の地方公共団体と契約することとなり、地方公共団体と金融機関の事務が錯綜し、非効率化すること。</p> <p>⑤年金支給機関と実施主体となる地方公共団体との事務も多元化・複雑化し、非効率となること。</p> <p>⑥年金受給者データ、生活保護受給者データとの突合の在り方、個人情報に係るデータ管理の在り方について慎重な対応が必要となること。</p>

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	事業No		
類型	政策金融型			
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<p>① 高齢者、障害者等の生活支援に係るものであり、生活保護受給者データ等との調整、適切な制度普及のための社会福祉関係団体等との協調等、福祉施策等との連携が不可欠なものであること等から、高齢者、障害者等に係る福祉医療の総合的支援機能を担う当機構の業務の一部として実施してきており、これにより、福祉関係団体、金融機関等との連携・連絡の一元化等の効率化がなされていること。</p> <p>② 当機構の行う年金担保貸付業務においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給の確認を厚生労働省の受給者データに基づき実施していること。</li> <li>返済方法は年金額の一定額を返済に充当する方法（定額返済）を採用（22年2月実施）していること。</li> <li>申込に係る窓口は、利用者の利便性を考慮し、約400の受託金融機関（約2万店舗）としていること。</li> <li>利用者の生活困窮時への対応として貸付条件変更制度（22年2月実施）を設けていること。</li> <li>福祉施策との連携として、生活保護受給者に係る調整を実施しているほか、資金を必要とする者への的確な情報提供として社会福祉協議会等関係団体との連携を図っていること。</li> </ul> <p>等の制度面・実務面での独自性を有するものであり、制度的・実務的に異なる主体への移管は効率化につながらないものであること。</p>	
		一体的実施の可否	否	
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
	否	理由	<p>① 高齢者、障害者等の生活支援に係るものであり、生活保護受給者データ等との調整、適切な制度普及のための社会福祉関係団体等との協調等、福祉施策等との連携が不可欠なものであること等から、高齢者、障害者等に係る福祉医療の総合的支援機能を担う当機構の業務の一部として実施してきており、これにより、福祉関係団体、金融機関等との連携・連絡の一元化等の効率化がなされていること。</p> <p>② 当機構の行う年金担保貸付業務においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金受給の確認を厚生労働省の受給者データに基づき実施していること。</li> <li>返済方法は年金額の一定額を返済に充当する方法（定額返済）を採用（22年2月実施）していること。</li> <li>申込に係る窓口は、利用者の利便性を考慮し、約400の受託金融機関（約2万店舗）としていること。</li> <li>利用者の生活困窮時への対応として貸付条件変更制度（22年2月実施）を設けていること。</li> <li>福祉施策との連携として、生活保護受給者に係る調整を実施しているほか、資金を必要とする者への的確な情報提供として社会福祉協議会等関係団体との連携を図っていること。</li> </ul> <p>等の制度面・実務面での独自性を有するものであり、制度的・実務的に異なる主体との一体的実施は効率化につながらないものであること。</p>	
		移管の可否	否	
	国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	可	移管先	
内容・理由				
		徹底した効率化の内容		
否		理由	<p>① いわゆる現業業務（実施事務）に当たるものであり、政策の企画立案を担うべき国の機関において直接実施することは適当でないこと。</p> <p>② 本事業は、昭和50年以来、旧年金福祉事業団、旧社会福祉・医療事業団及び当機構といった公法人において円滑に実施されてきた経緯があること。</p>	
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		<p>利用者にとって必要な資金の融資を行うとともに、無理のない返済に配慮した制度とするため、平成22年2月より次の取扱変更を実施する。</p> <p>① 資金の必要額の確認強化 ② 満額返済の廃止 ③ 返済回数の増加 ④ 条件変更制度の創設</p>		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	<p>[事業名称] ・ 恩給等担保融資</p> <p>[実施主体] ・ 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>[事業規模(億円)] ・ 平成20年度実績 233億円</p> <p>[実施状況] ・ 平成20年度実績 44,380件</p>		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>本事業は、監督官庁による監督の下、年金支給機関及び生活保護行政機関との連携により実施しているものである。</p> <p>また、多重債務者への注意喚起、制度広報等について、福祉関係団体等との緊密な連携を図っている。</p>		
	諸外国における公的 主体による実施状況			

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	年金担保貸付事業 労災年金担保貸付事業	事業No	
類型	政策金融型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
<p>○年金担保貸付事業については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度から財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととする。（平成18年度）</p> <p>○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。（平成19年度）</p>	行政改革推進本部	①	<p>○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、平成20年4月から運営費交付金の廃止及び資金調達方法の変更に伴う影響(労災年金担保貸付事業は除く。)を貸付金利に適切に反映させた。（平成20年度）</p>

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
<p>[日付] 平成21年12月10日</p> <p>[内容] 年金担保貸付の利用により、収入減となり生活保護となった例が平成20年度で4,908件存在。</p>	朝日新聞	②	<p>利用者にとって必要な資金の融資を行うとともに、無理のない返済に配慮した制度とするため、平成22年2月より次の取扱変更を実施する。</p> <p>①資金の必要額の確認強化 ②満額返済の廃止 ③返済回数の増加 ④条件変更制度の創設</p>

名称	年度	作成部数(部)	配布先	配布部数(部)	備考
チラシ『公的年金担保融資をご存知ですか』	H20	31,000		31,000	
			地方自治体	1,030	
			社会福祉協議会	28,140	
			消費生活センター	1,030	
			関係機関等	800	
リーフレット	H20	1,143,500			
年担リーフレット 計				917,500	
年担リーフレット 前期				458,500	
			受託金融機関等	418,360	
			社会保険事務局	4,700	
			社会保険事務所	31,200	
			年金相談センター	2,800	
			関係機関等	1,440	
年担リーフレット 後期				459,000	
			受託金融機関等	417,700	
			社会保険事務局	4,700	
			社会保険事務所	31,500	
			年金相談センター	2,750	
			消費生活センター	1,030	
			関係機関等	1,320	
労担リーフレット 計				226,000	
労担リーフレット 前期				113,000	
			受託金融機関等	104,590	
			労働基準監督署	6,660	
			労災保険業務室	200	
			関係機関等	1,550	
労担リーフレット 後期				113,000	
			受託金融機関等	104,425	
			労働基準監督署	6,580	
			労災保険業務室	200	
			消費生活センター	515	
			関係機関等	1,280	
チラシ『年金を受けているみなさまへ 公的年金担保融資のご案内』	H19	25,000		25,000	
			地方自治体	2,970	
			社会福祉協議会	15,695	
			消費生活センター	2,970	
			関係機関等	3,365	
リーフレット	H19	1,119,000			
年担リーフレット 計				898,000	
年担リーフレット 前期				448,000	
			受託金融機関等	410,740	
			社会保険事務局	4,700	
			社会保険事務所	31,500	
			関係機関等	1,060	
年担リーフレット 後期				450,000	
			受託金融機関等	410,100	
			社会保険事務局	4,700	
			社会保険事務所	31,200	
			年金相談センター	2,800	
			関係機関等	1,200	
労担リーフレット 計				221,000	
労担リーフレット 前期				110,000	
			受託金融機関等	102,685	
			労働基準監督署	6,660	
			労災保険業務室	200	
			関係機関等	455	
労担リーフレット 後期				111,000	
			受託金融機関等	102,525	
			労働基準監督署	6,660	
			労災保険業務室	200	
			関係機関等	1,615	
ポスター『違法年金担保融資にご注意ください』	H18	24,000		24,000	
			受託金融機関等	20,537	
			社会保険事務局	47	
			社会保険事務所	359	
			年金相談センター	47	
			労働基準監督署	333	
			労災年金相談所	48	
			地方自治体	2,146	
			関係機関等	483	
チラシ『違法年金担保融資にご注意ください』	H18	217,000		217,000	
			受託金融機関等	206,710	
			地方自治体	2,940	
			社会福祉協議会	6,810	
			関係機関等	540	
リーフレット	H18	1,131,000			
年担リーフレット 計				909,000	
年担リーフレット 前期				454,000	
			受託金融機関等	417,360	
			社会保険事務局	4,700	
			社会保険事務所	31,500	
			関係機関等	440	
年担リーフレット 後期				455,000	
			受託金融機関等	417,360	
			社会保険事務局	4,700	
			社会保険事務所	31,500	
			関係機関等	1,440	
労担リーフレット 計				222,000	
労担リーフレット 前期				110,500	
			受託金融機関等	103,990	
			労働基準監督署	6,000	
			労災保険業務室	200	
			関係機関等	310	
労担リーフレット 後期				111,500	
			受託金融機関等	103,990	
			労働基準監督署	6,000	
			労災保険業務室	200	
			関係機関等	1,310	

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	承継年金住宅融資等債権管理回収業務				事業No	
類型	政策金融型					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構 中期目標（H20.2.29）			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託等（委託先等：）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）					
	□その他（）					
事務・事業概要	目的（何のために）	年金資金運用基金の解散に伴い、旧年金福祉事業団及び旧年金資金運用基金が貸し付けた年金被保険者に対する年金住宅融資等の債権の管理及び回収を行い、当該回収金を年金特別会計に納付すること。				
	対象（誰/何を対象に）	年金住宅融資等の貸付を受けた年金被保険者等				
	事務・事業内容（手段、手法など）	年金住宅融資等の債権について、貸付先への必要な指導・助言、条件変更等を含む当該債権の管理及び回収を行い、当該回収金を年金特別会計に納付する。				
	事業の期限	回収完了時				
事業の沿革	[いつから実施] 昭和36年 [実施主体の変遷] 昭和36年 年金福祉事業団 平成13年 年金資金運用基金 平成18年 独立行政法人福祉医療機構 [途中で廃止していた期間の有無] なし					
事業の効果	過去に年金財源を基に貸付を行った住宅等の資金に係る債権の管理回収を行い、その回収金を国に納めることにより将来の年金給付のための財源となっている。 平成20年度国庫納付金 4,155億円					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	年度末件数	件	638,211	531,799	480,391	
	年度末残高	億円	32,895	27,241	23,998	
	機構法附則第5条の2第6項1号に基づく国庫交付金	億円	5,707	6,762	4,155	
成果目標	承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、①貸付先の財務状況等の把握分析、保証機関の保証履行能力の評価等を行うことによる適切な債権管理、②適時的確に回収を行うことによる延滞債権の発生抑制、③延滞債権について貸付先に対する督促、担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の回収に努めること、等に留意して適正な業務の実施に努めることとしている。					
	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	年度末件数	件	638,211	531,799	480,391	
	年度末残高	億円	32,895	27,241	23,998	
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	機構法附則第5条の2第6項1号に基づく国庫納付金	億円	5,707	6,762	4,155	
	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	年度末件数	件	638,211	531,799	480,391	
	年度末残高	億円	32,895	27,241	23,998	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	—					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成19年度に6,762億円を国庫納付した。					

事務・事業シート（概要説明書）							
事業名	承継年金住宅融資等債権管理回収業務				事業No		
類型	政策金融型						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	3,364 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役員数	
	人件費	493 百万円		常勤職員	412,868 千円	31.01	人
	総計	3,858 百万円		非常勤職員	80,775 千円	17.47	人
平成19年度（決算額）		平成20年度（決算額）		平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		4,675	3,939	3,969			
内訳	承継債権管理回収業務経費	4,254	3,633	3,557			
	人件費	420	305	411			
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		-					
平成19年度		平成20年度		平成21年度			
再委託金額（百万円）	-	-	-				
再委託先（名称・件数）	-	-	-				
随意契約（件数/金額（同））	-	-	-				
うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-	-				
95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	-	-	-				
うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	-	-	-				

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、貸付先の財務状況等の確認、保証機関の保証履行能力の評価、保証人の状況調査、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定、ローン保証会社の保証履行能力の把握、受託金融機関への指導強化等により、貸付先の状況に応じた債権保全策を実施し、貸付先の延滞を未然に防ぎ、債権の円滑な回収を図っていることが認められる。 また、解散等予定の住宅生協に対する福祉医療機構債権について全額回収するとともに、ローン返済困難者及び災害の被災者等に関して返済条件の変更措置を講じるなど、適時的確な債権回収を行っていることを評価する。 以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。
事業評価の方法	
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価	

【現在抱えている課題】

内容
本事業は、過去に年金財源を基に貸付を行った住宅等の資金に係る債権の管理回収を行い、その回収金を将来の年金給付のための財源として国に納めるものであり、年金財政上、確実に実施されることが不可欠なものである。 現在、債権残高の8割（金額ベース）を占める転貸貸付先の事業主等への必要な指導助言等による着実な債権の管理回収の実施のほか、近時の経済情勢等を反映して、返済条件変更に係る相談・申請が増加していることから、これに迅速かつ的確に対応することが当面の課題となっている。

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	承継年金住宅融資等債権管理回収業務	事業No	
類型	政策金融型		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）	過去に年金財源を基に貸付を行った住宅等の資金に係る債権の管理回収を行い、その回収金を将来の年金給付のための財源として国に納めるものであり、年金財政上、確実に実施されることが不可欠な事業である。		
国の施策における位置付け	年金財源に係る債権の管理回収を行い、その回収金を将来の年金給付のための財源として国に納めるものであり、国の年金財政上重要な位置付けとなっている。		
廃止	廃止の可否	否	
	廃止すると生じる影響	廃止に伴い、仮に、債権（平成20年度末現在残高、2兆4千億円。48万件）を売却処分する場合、当該債権の大宗は受託金融機関による保証が付されているが、受託金融機関への売却処分については、金融機関側の資金面等の課題があるほか、当該金融機関以外への売却処分については、受託金融機関による保証の継続性が確保されず、売却額は元本を下回ることとなり、年金財政上利益を損なうこととなる。また、機構においては経済対策として、住宅債権に係る返済困難者に対する条件変更を行っているが、近時の経済情勢により条件変更が急増しており、売却処分により、円滑な相談対応、条件変更等が実施できなくなるおそれがある。	
	民間主体における実施状況	—	
民営化	民営化の可否	否	
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由	①年金財政に係る債権の管理回収であり、当該債権については法令に基づき国の管理監督の下に確実に実施する必要があること。 ②当機構においては、独法通則法、機構法等に基づき、当該債権の管理回収の根拠、実施体制、国による監督等が規定されており、債権の確実な管理回収に関し適切な制度的枠組みとなっているところ。 ③仮に、他の民間主体が当該債権の管理回収を行う場合にあっては、別途法令を定める等の手続きや48万件2兆4千億円の残高を有する当該業務を的確に実施するための新たな体制等の確保が必要となること。	
地方公共団体への移管	移管の可否	否	
	可	移管先	
		内容・理由	
否	理由	①年金財政に係る債権の管理回収であり、当該債権については法令に基づき国の管理監督の下に確実に実施する必要があるが、当機構においては、独法通則法、機構法等に基づき、当該債権の管理回収の根拠、実施体制、国による監督等が規定されており、債権の確実な管理回収に関し適切な制度的枠組みとなっているところ。 ②地方公共団体における事業実施については、 ・貸付先及び転借人並びに金融機関は行政区域を越えて広範にわたっており、地方公共団体における業務実施にはなじまないこと。 ・本事業は、全国の地域にわたって統一的に実施すべきものであること ・住宅等の債権の管理回収には訴訟対応等専門的知見を要するが、地方公共団体においては類似業務を実施しておらず、実務的に対応困難であること。 ・地方公共団体における実施においては、本事業に係る組織体制等を新たに確保することとなり、行政のスリム化に反すること。	

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		事業No	
類型	政策金融型			
他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<p>1 当機構の行う債権管理回収は、平成18年の年金資金運用基金の廃止に伴い、当機構が福祉施設等の融資業務を実施してきた実績・ノウハウがあること等を踏まえ、当機構に移管された経緯があること。</p> <p>2 当機構の行う債権管理回収は、</p> <p>①年金被保険者の福祉の確保と回収資金の年金財源への納付を本旨とするものであること。</p> <p>②新規案件が存在せず、管理回収業務のみであること。</p> <p>③債権には住宅以外に福祉施設（療養施設・厚生施設等）に係るものも含まれ、福祉貸付等との連携が必要となること。</p> <p>④事業主等の転貸貸付が残高の約8割（金額ベース）を占めること。</p> <p>⑤転貸貸付に係る回収等業務には、貸付先の財務分析、指導助言等の基幹業務が存在すること。</p> <p>等の制度面・実務面での独自性を有するものであり、制度的・実務的に異なる主体への移管は効率化につながらないものであること。</p>	
	可	一体的実施の可否	否	
		一体的に実施する法人		
否	理由	<p>1 当機構の行う債権管理回収は、平成18年の年金資金運用基金の廃止に伴い、当機構が福祉施設等の融資業務を実施してきた実績・ノウハウがあること等を踏まえ、当機構に移管された経緯があること。</p> <p>2 当機構の行う債権管理回収は、</p> <p>①年金被保険者の福祉の確保と回収資金の年金財源への納付を本旨とするものであること。</p> <p>②新規案件が存在せず、管理回収業務のみであること。</p> <p>③債権には住宅以外に福祉施設（療養施設・厚生施設等）に係るものも含まれ、福祉貸付等との連携が必要となること。</p> <p>④事業主等の転貸貸付が残高の約8割（金額ベース）を占めること。</p> <p>⑤転貸貸付に係る回収等業務には、貸付先の財務分析、指導助言等の基幹業務が存在すること。</p> <p>等の制度面・実務面での独自性を有するものであり、制度的・実務的に異なる主体との一体的実施は効率化につながらないものであること。</p>		
国 の 行 政 機 関 へ の 移 管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	<p>①いわゆる現業業務（実施事務）に当たるものであり、政策の企画立案を担うべき国の機関において直接実施することは適当でないこと。</p> <p>②本事業は、昭和36年以来、旧年金福祉事業団、旧年金資金運用基金及び当機構といった公法人において円滑に実施されてきた経緯があること。</p>	
	徹底した効率化の内容			
<b>その他事務・事業の見直し</b> （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		○中小企業金融円滑化法の施行を踏まえた対応 1. 平成22年度より元金償還猶予期間中の金利引下げを予定。 2. 自ら居住要件の運用を見直し、入居後に自ら居住しなくなった場合についての留守管理手続きを廃止して、住所変更届のみの取扱いとする予定。		

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	承継年金住宅融資等債権管理回収業務	事業No	
類型	政策金融型		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称] [実施主体] 住宅のみに係る融資事業が住宅金融支援機構において実施されている。 [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	監督官庁による監督の下に、貸付先に係る債権の管理回収を行うものである。	
	諸外国における公的主体による実施状況		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。（平成19年度）	行政改革推進本部	①	○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年4月から運営費交付金を廃止した。（平成20年度）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] —			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	承継教育資金貸付けあっせん業務				事業No	
類型	政策金融型					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第3項	関係する通知、計画等	独立行政法人福祉医療機構中期目標（H20.2.29）			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託等（委託先等：）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）					
	□その他（）					
事務・事業概要	目的（何のために）	平成3年4月における20歳以上の学生に係る国民年金強制加入に伴い、負担増となる被保険者に対し、年金制度において支援策を講ずること。				
	対象（誰/何を対象に）	厚生年金保険または国民年金保険の被保険者				
	事務・事業内容（手段、手法など）	日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が実施する年金教育資金貸付について、福祉医療機構において、年金加入期間や保険料納付要件の確認等を行う。				
	事業の期限	年金積立金管理運用独立行政法人法において、年金財政検証（次回は平成26年度を目途）の際に、業務の実施状況を踏まえ終期を検討することとされている。				
事業の沿革	[いつから実施] 平成6年 [実施主体の変遷] 平成6年 年金福祉事業団 平成13年 年金資金運用基金 平成18年 独立行政法人福祉医療機構 [途中で廃止していた期間の有無] -					
事業の効果	平成3年4月における20歳以上の学生に係る国民年金強制加入に伴い、負担増となる被保険者に対し、支援が実施された。なお、本事業は、平成20年度より休止中である。					
活動実績 （成果物は別紙で一覧を提出）	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	あっせん（件数）	件	2,906	3,063	-	
	あっせん（金額）	百万円	2,591	2,724	-	
成果目標	-					
成果実績 （成果指標の目標達成状況等）	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	あっせん（件数）	件	2,906	3,063	-	
	あっせん（金額）	百万円	2,591	2,724	-	
パンフレット・報告書等の作成（件数） （名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	-					
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物	平成19年度 あっせん件数 3,063件 あっせん金額 2,724百万円 ※ 業務を承継した平成18年度以降の最大値。					

事務・事業シート（概要説明書）							
事業名	承継教育資金貸付けあっせん業務				事業No		
類型	政策金融型						
コスト	平成22年度予算見込額		人件費				
	事業費	－ 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事役職員数	
	人件費	－ 百万円		常勤職員	－ 千円	－	人
	総計	－ 百万円		非常勤職員	－ 千円	－	人
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額）			
これまでの予算額等（百万円）		53	－	－			
内訳	承継教育資金貸付け あっせん業務経費		24	－	－		
	人件費		29	－	－		
平成22年度の国からの財政 支出見込額（百万円）		－					
		平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託	再委託金額（百万円）		－	－	－		
	再委託先（名称・件数）		－	－	－		
	随意契約（件数/金額（同））		－	－	－		
	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））		－	－	－		
	95%以上の落札率の契約 （件数/金額（同））		－	－	－		
	うち厚労省〇Bが在籍している 企業団体との契約（件数/金額（同））		－	－	－		
【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】							
評価の主体	評価結果の内容						
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	承継教育資金貸付けあっせん業務については、整理合理化計画に基づき、平成20年度から業務が休止されたところであるが、休止に当たっては、福祉医療機構のホームページに掲載し、円滑な業務休止が図られていると認められる。						
事業評価の方法							
独立行政法人通則法第32条第2項に基づく厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価							
【現在抱えている課題】							
内容							
当該業務は年金積立金管理運用独立行政法人法において、年金財政検証（次回は平成26年度を目途）の際に、業務の実施状況を踏まえ終期を検討することとされている。							

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		承継教育資金貸付けあっせん業務	事業No
類型		政策金融型	
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		本事業については、取扱件数の減等により、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、平成20年度から業務を休止することとされ、現在、休止しているところである。	
国の施策における位置付け		平成3年4月における20歳以上の学生に係る国民年金強制加入に伴い、負担増となる被保険者に対し、年金制度において講じられた支援策としての位置付けである。	
廃止	廃止の可否	可	
	廃止すると生じる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の問題はない。</li> <li>・（なお、本事業に係る終期については、法律上「施行後一回目以降の（略）財政の現況及び見通しが作成される際に（略）業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。」とされていることに留意する必要がある。）</li> </ul>	
	民間主体における実施状況	民間金融機関における教育ローン 日本政策金融公庫の教育一般貸付 沖縄振興開発金融公庫の教育資金	
民営化	民営化の可否		
	可	事業性の有無とその理由	
		民営化を前提とした規制の可能性	
		民営化に向けた措置	
否	理由		
地方公共団体への移管	移管の可否		
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名		承継教育資金貸付けあっせん業務	事業No
類型		政策金融型	
他法人への移管・一体的実施	移管の可否		
	可	移管先	
		内容・理由	
	否	理由	
		一体的実施の可否	
	可	一体的に実施する法人	
		内容・理由	
否	理由		
	移管の可否		
国の行政機関への移管	可	移管先	
		内容・理由	
	徹底した効率化の内容		
	否	理由	
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）			
参考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	[事業名称]     — [実施主体] [事業規模(百万円)] [実施状況]	
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担		
	諸外国における公的主体による実施状況		

事務・事業シート（概要説明書）			
事業名	承継教育資金貸付けあっせん業務	事業No	
類型	政策金融型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。（平成19年度）	行政改革推進本部	①	○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止した。（平成20年度）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付] —  [内容]			